

西海市障がい者基本計画



令和6年3月
長崎県 西海市

はじめに

本市は、平成29年3月に令和8年度までの10年間を計画期間とする第2次西海市総合計画を策定し、将来像である「活躍のまちさいかい」の実現を目指し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進しているところです。

日本の障がい者施策は、以前は施設入所を中心としたものでしたが、「障がいのあるなしに関わらず、一人の人間として同じように暮らすための取り組みが必要」とするノーマライゼーションの理念が国際的に浸透し、日本でも施設入所中心とする考えから、障がい者も社会参加ができる環境づくりへと変化してきました。

また、国においては、「障害者虐待防止法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行や、「障害者基本法」、「障害者雇用促進法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正、「障害者権利条約」の締結が行われるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化してきております。

令和6年度からは、障がい者の重度化・高齢化や保護者亡き後を見据え、緊急時の対応や、施設等からの地域以降の推進を担う地域生活支援拠点等の整備等が市町村の努力義務化され、また、市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える者も対象となり、市町村が担う役割も大きく変化することになります。

「第4次西海市障がい者基本計画」は、障がいのある人もない人も同様に生活し、活動する社会を目指しながら、本市に暮らす障がいのある人が生涯を安心して暮らせる福祉のまちを実現するため、今後の基本的な方向性を示す計画として策定したものです。

計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・雇用などの関係機関や事業者、市民等の連携による「総合的な支援ネットワークの構築」を図りながら、施策推進に取り組んで参りたいと思いますので、引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりご尽力いただきました西海市障害者政策委員会の皆様をはじめ、ご意見やご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

西海市長 杉澤 泰彦



●●目 次●●

第1章 計画の基本事項	1
第1節 計画策定にあたって	1
第2節 時代背景・障がい福祉施策をめぐる動き	2
第3節 計画の位置付け・計画期間	5
第4節 策定体制	7
第2章 障がいのある人を取り巻く環境.....	9
第1節 西海市の概況	9
第2節 障がいのある人を取り巻く状況	11
第3節 アンケート調査からみる障がいのある人の生活実態と支援ニーズ	16
第3章 計画の基本的な考え方	33
第1節 基本理念	33
第2節 基本理念に向けた方向性（基本的視点）	34
第4章 施策体系.....	35
第5章 施策の展開.....	37
基本的方向1 お互いを理解、尊重し、支えあう	37
1-1：相互に深める、あらゆる障がいへの理解促進	39
1-2：一人ひとりの尊厳を守る、人権の尊重・虐待の防止	41
1-3：多様な主体が協力し支えあう、地域福祉の推進	42
1-4：外出しやすく、いざというときも安全安心な地域づくり	44
基本的方向2 自分らしい生き方を選択し、成長、挑戦できる	46
2-1：こどもたちの成長を支える、保育・教育、発達支援の充実	48
2-2：多様な働き方を後押しできる、雇用・就労への支援	53
2-3：社会へ参加することが生きがいにつながる機会づくり	55
基本的方向3 安心して、自分らしく暮らせる	57
3-1：希望する情報につながる、情報提供・コミュニケーション支援.....	58
3-2：心身の相談を受けられる、保健・医療・リハビリテーション体制の充実.....	59
3-3：地域で暮らし続けられるサービス提供基盤の整備、質の確保.....	62
基本的方向4 一人ひとりの生涯に寄り添い、支援の輪を育む	65
4-1：重層的な支えあい、切れ目のない相談支援体制の整備・充実	66
4-2：行政サービス等におけるよりよい対応（合理的配慮）の実践	69
4-3：権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）	71

第6章 計画の推進.....	77
第1節 計画の推進体制	77
第2節 計画の進行管理	79
資料編	81
資料1 策定経過	81
資料2 策定協議組織	82
資料3 用語解説	85

※「障がい」、「障害」の表記について

本計画では、「障害」の表記について、法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。

第1章 計画の基本事項

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定にあたって

今日、障がいのある人や家族の意識は“より自分らしく生きたい”、“積極的な生き方をしたい”といった意識が高まるなど、確実に変わってきており、障がい福祉施策に対しても生活の質的な向上に強い関心が寄せられています。

同時に、障がいのある人をめぐる状況を総合的にとらえると、当事者の高齢化や障がいの重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化の進行が顕著となっており、“親亡き後”の生活への不安も依然として強くあらわれています。

この期間にも、国においては令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正法が成立するなど、障がいのある人を取り巻く環境は変化しており、令和6年4月からは、障がいのある人の多様な就労ニーズに対する支援など、法律の改正による新たな制度も始まります。

一方で西海市（以下、「本市」とします。）においては、人口の減少とともに障がい者数も減少していますが、高齢化や障がいの重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化の進行が顕著となっており、家庭内、当事者の課題は多様化、複雑化することが懸念されています。

そのため、本市に暮らす障がいのある人が生涯を安心して暮らせる福祉のまちを実現するために、様々な垣根（社会的障壁）を越えて社会全体で取り組む必要があります。

令和5年度には現行の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況等を確認し、国の指針や県の計画、近年行われた障がい者制度改革を踏まえ、新たに「西海市障がい者基本計画」（以下、「本計画」とします。）を策定します。

第2節 時代背景・障がい福祉施策をめぐる動き

平成29年3月の「西海市障がい者基本計画」の策定以降、国においても、障がいのある人の積極的な社会参画に向けた整備が進められるなど、「共に生きる地域づくり」（共生社会）の視点から、障がいのある人の生活の質を高め、生涯を安心して暮らせる福祉のまちを実現するために、様々な社会的障壁を越えて社会全体で取り組む方向性が示されました。

また、障がいのある人に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化し、積極的な社会参画に向けた整備が進むなど、市町村においても、障がい者雇用の促進や医療的ケア児の支援、情報アクセシビリティ（情報の取得のしやすさ）の向上といった、社会的変化にも対応する福祉のまちづくりの推進が求められています。

さらに、「誰一人取り残さない」をスローガンに2030年までに全世界で達成を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて取り組む必要があります。

1 法や制度に基づく動き

図表 国等の障害のある人に関する法律や制度の動向

年	国		県		市町村		
平成18年(2006)	障害者基本計画(第2次)	重点施策実施5か年計画	障害者基本計画	第1期障害福祉計画	障がい者基本計画	第1期障がい福祉計画	
19年(2007)							障害者権利条約の署名
20年(2008)		児童福祉法の改正					
21年(2009)			障害者基本計画(第2次)	第2期障害福祉計画	障がい者基本計画	第2期障がい福祉計画	
22年(2010)							
23年(2011)		障害者基本法の一部を改正する法律の施行					
24年(2012)		障害者基本計画(第3次)	重点施策実施5か年計画	障害者基本計画(第2次)	第3期障害福祉計画	障がい者基本計画	第3期障がい福祉計画
25年(2013)	障害者総合支援法の施行 障害者優先調達推進法の施行 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行						
26年(2014)	障害者権利条約の批准						

年	国		県	市町村		
平成 27年 (2015)	・難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	障害者基本計画(第3次)	障害者基本計画(第3次)	第4期障害福祉計画	障がい者基本計画	第4期障がい福祉計画
28年 (2016)	・改正障害者雇用促進法の施行 ・改正発達障害者支援法の施行 ・成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 ・障害者差別解消法の施行					
29年 (2017)						
30年 (2018)	・改正障害者総合支援法の一部施行 ・改正児童福祉法の一部施行 ・地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正	障害者基本計画(第4次)	障害者基本計画(第4次)	第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画	障がい者基本計画	第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画
令和 元年 (2019)	・障害者活躍推進計画の策定 ・障害者文化芸術推進計画の策定					
2年 (2020)						
3年 (2021)	・改正障害者雇用促進法による障害者雇用率の引上げ ・医療的ケア児支援法の施行 ・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行					
4年 (2022)	・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行					
5年 (2023)		障害者基本計画(第5次)		第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画

2 SDGsによる「誰一人取り残さない」取組の推進

SDGs（持続可能な開発目標）では、持続可能な社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない」ことを目指しており、障がいのある人も取り残されてはならない存在です。

そのため、障がい福祉施策の推進にあたっては、あらゆる人が排除されないことを意味する「インクルーシブ」の視点を持ち、誰もが自立して安全安心な社会を実現していくために各分野で取り組んでいくことが求められています。

特にインクルーシブ教育は、「障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの」であることが、特別支援教育の理念に盛り込まれており、すべての子どもが同じ場所や同じ機会ですべての教育の実現が望まれています。

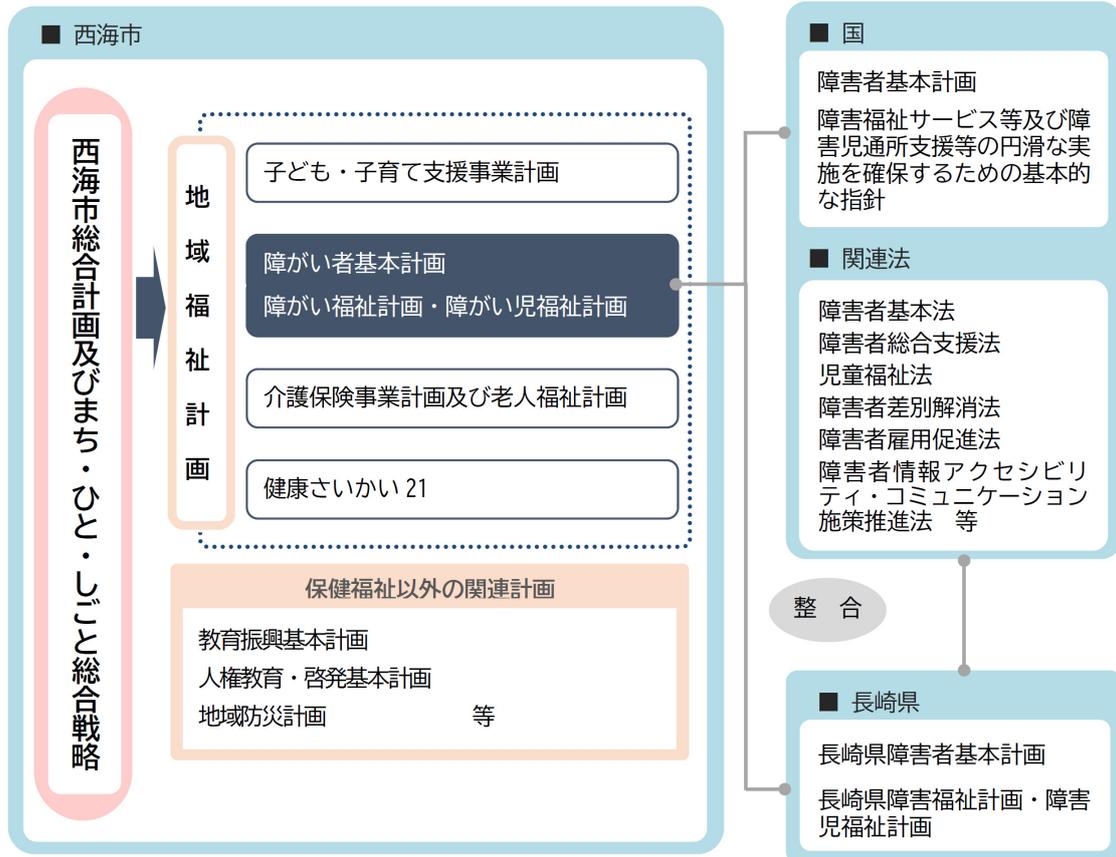


第3節 計画の位置付け・計画期間

1 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」であり、法定上の位置付けは、次のとおりとなります。また、別途策定する「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」と整合を図りながら一体的に推進します。

図表 計画の位置付け



- 障がい者基本計画（障害者基本法 第11条 第3項）
 - ⇒主に障がい福祉施策の基本理念と施策の方向性を定め、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画となります。
- 障がい福祉計画（障害者総合支援法 第88条 第1項）
 - ⇒主に数値目標と障がい福祉サービスなどの見込量を定め、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となります。
- 障がい児福祉計画（児童福祉法 第33条の20 第1項）
 - ⇒ 障がい児福祉サービスなどの見込量を定め、障がい児福祉サービス等の確保に関する計画となります。
- その他
 - ⇒ 上位計画である「総合計画」、「地域福祉計画」をはじめ、関連する老人福祉計画・介護保険事業計画、子ども子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等、本市の保健福祉関連計画との整合に配慮するとともに、「成年後見制度利用促進計画」を包含する計画とします。

2 計画の対象者

本計画における「障がい者」の概念は、障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、発達障がい、高次脳機能障がいなど、障害者手帳の有無に関わらず、「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

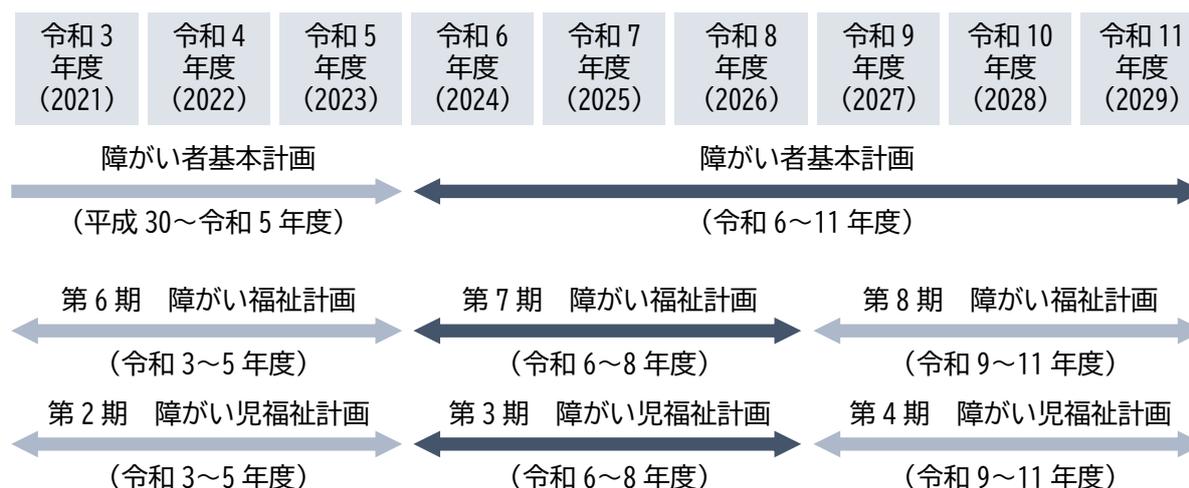
また、共生社会の実現のため、すべての市民の理解と協力が必要となることから、本計画の直接の対象は「障がいのある人」自身ですが、全市民を対象とします。

3 計画の期間

「障がい者基本計画」については、令和6年度から令和11年度までの6か年、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間として策定します。

なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画の期間



第4節 策定体制

1 アンケート調査による障がい者の意向把握

本計画策定の基礎資料として、障がい者（身体障がい・知的障がい・精神障がい者（児）等）を対象に「西海市障がい福祉に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」とします。）を実施しました。

《 調 査 概 要 》

- 調 査 対 象：身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・
高次脳機能障がい・難病患者等の方
- 調 査 期 間：令和4年12月14日（水）～令和5年1月6日（金）
- 調 査 方 法：郵便配付・回収
- 回 収 数（率）：932票（40.3%）

2 ヒアリングシートによるサービス提供事業所等の意向把握

計画策定の基礎資料として、サービス提供事業所、教育機関等を中心に、「ヒアリング調査」を実施しました。

3 西海市障害者政策委員会による審議

本計画の策定は、市民、福祉団体の代表者、学識経験者、公共的団体の代表者等で構成する「西海市障害者政策委員会（以下、「政策委員会」とします。）」において、計4回、審議を行いました。

4 パブリックコメントの実施

市民の皆様からのご意見をいただくため、令和6年2月7日から2月22日までの間、西海市ホームページ等において計画の素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く環境

第2章 障がいのある人を取り巻く環境

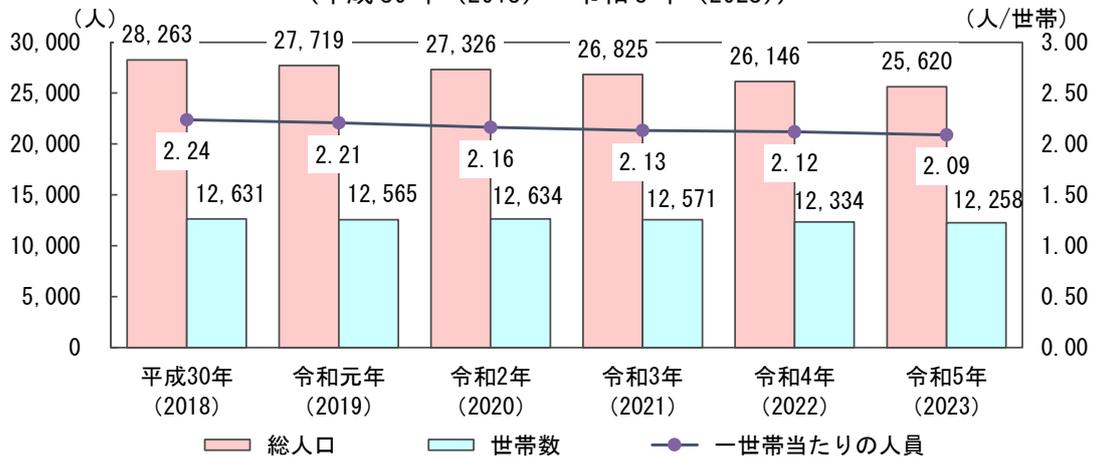
第1節 西海市の概況

1 総人口・世帯数の推移

平成30年以降の本市の総人口は減少しており、令和5年3月末現在で25,620人、年平均約530人減少しています。

また、世帯数については、令和3年以降減少が続いており、令和5年3月末現在では12,258世帯、一世帯当たりの人員は2.09人となっており、核家族化・小家族化が進行していることがうかがえます。

図表 総人口・世帯数・一世帯当たりの人員の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



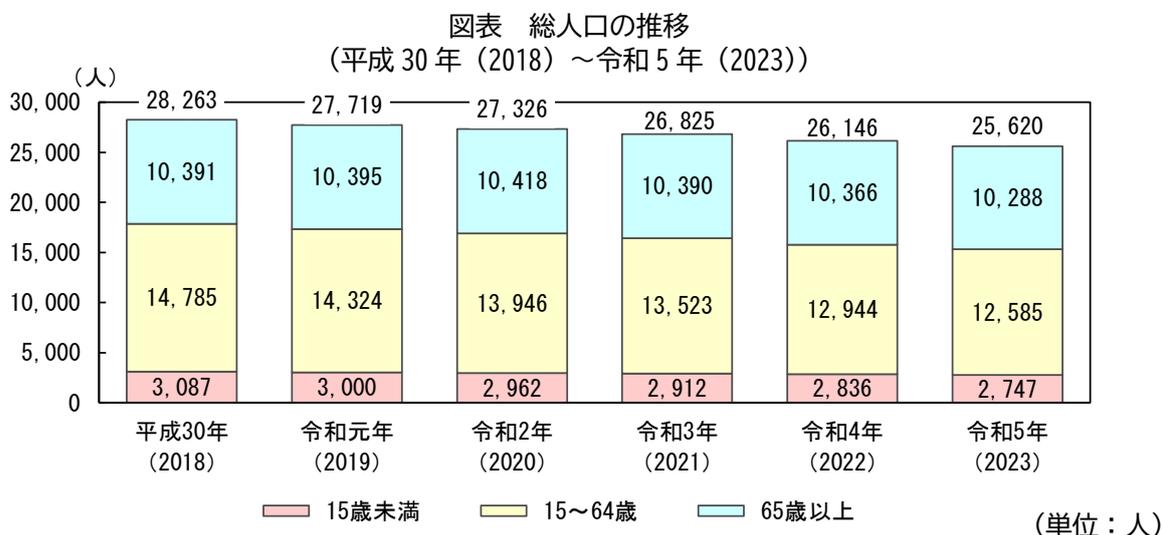
(単位：人・世帯)

区分	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
総人口	28,263	27,719	27,326	26,825	26,146	25,620
世帯数	12,631	12,565	12,634	12,571	12,334	12,258
一世帯当たり人員	2.24	2.21	2.16	2.13	2.12	2.09

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

2 人口構造（年齢3区分）

年齢3区分の人口の推移をみると、令和5年3月末の15歳未満人口は2,747人、15～64歳人口は12,585人となっており、65歳未満の人口は減少が続いているほか、65歳以上人口は、令和3年より減少に転じ、令和5年には10,288人となるなど、人口減少とあわせて、少子高齢化が進行しています。



区 分	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
総人口	28,263	27,719	27,326	26,825	26,146	25,620
15歳未満	3,087	3,000	2,962	2,912	2,836	2,747
15～64歳	14,785	14,324	13,946	13,523	12,944	12,585
65歳以上	10,391	10,395	10,418	10,390	10,366	10,288

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

3 産業構造（就業人口）

国勢調査による本市の産業構造は、商業・サービス業の第3次産業を中心とした産業構造となっており、令和2年で就業者数の半数以上を占めています。

就業者数は、平成7年の17,699人から令和2年には13,310人と減少しており、平成22年以降は、分類不能を除いた各産業で減少が続いています。

図表 産業構造（就業人口）の推移
(平成7年(1995)～令和2年(2020))

(単位：人)

区 分	平成7年(1995)	平成12年(2000)	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)
就業者数	17,699	16,976	16,311	14,946	13,934	13,310
第1次産業	4,234	3,633	3,550	2,800	2,353	1,989
第2次産業	5,367	5,078	4,419	4,319	4,157	4,052
第3次産業	8,089	8,256	8,336	7,820	7,340	7,126
分類不能	9	9	6	7	84	143

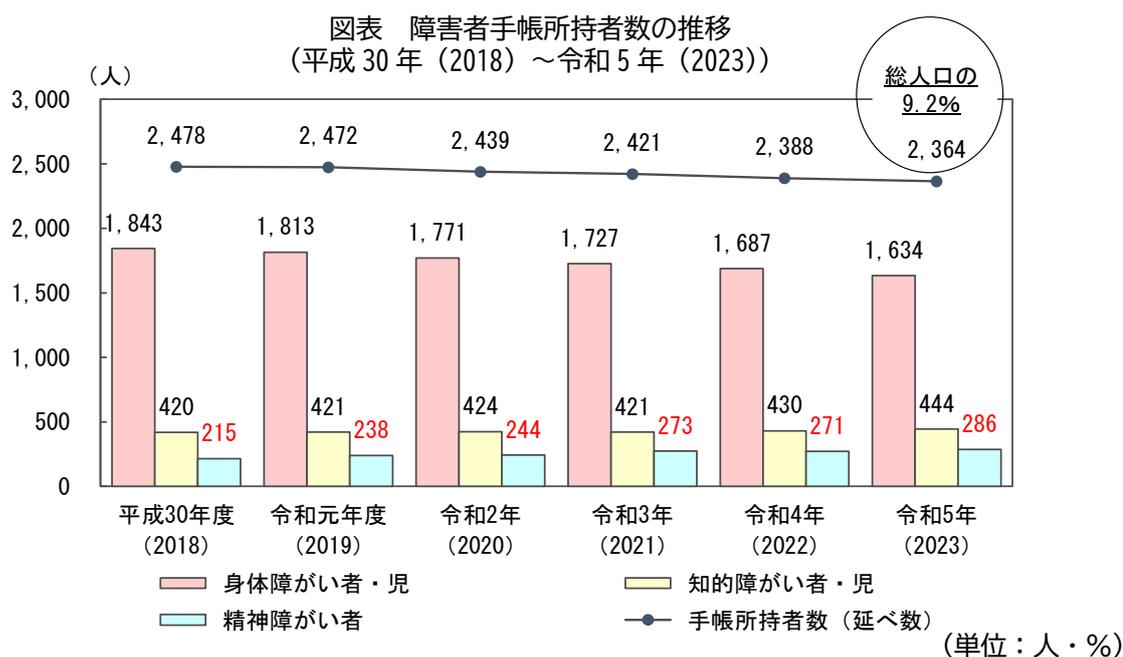
資料：国勢調査

第2節 障がいのある人を取り巻く状況

1 障害手帳所持者数

平成30年以降の手帳交付者数の推移をみると、身体障がい者は減少、知的障がい者・精神障がい者は増加傾向にあり、令和5年の障害手帳所持者数（延べ数）は2,364人となっています。

また、令和5年3月における住民基本台帳の総人口（25,620人）に占める障害手帳所持者の割合は、9.2%となっています。



区 分	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
障害手帳所持者数	2,478	2,472	2,439	2,421	2,388	2,364
身体障害者手帳所持者	1,843	1,813	1,771	1,727	1,687	1,634
療育手帳所持者	420	421	424	421	430	444
精神障害者保健福祉手帳所持者	215	238	244	273	271	286
総人口に占める割合	8.8	8.9	8.9	9.0	9.1	9.2

※資料：福祉課（各年3月末現在）

2 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数の状況は減少推移となっており、令和5年3月末現在の手帳所持者数は1,634人、本市の障害者手帳所持者数の69.1%を占めています。

また、令和5年の手帳の等級は「1級」(473人)、障がいの種類は「肢体不自由」(1,138人)が最も多くなっています。

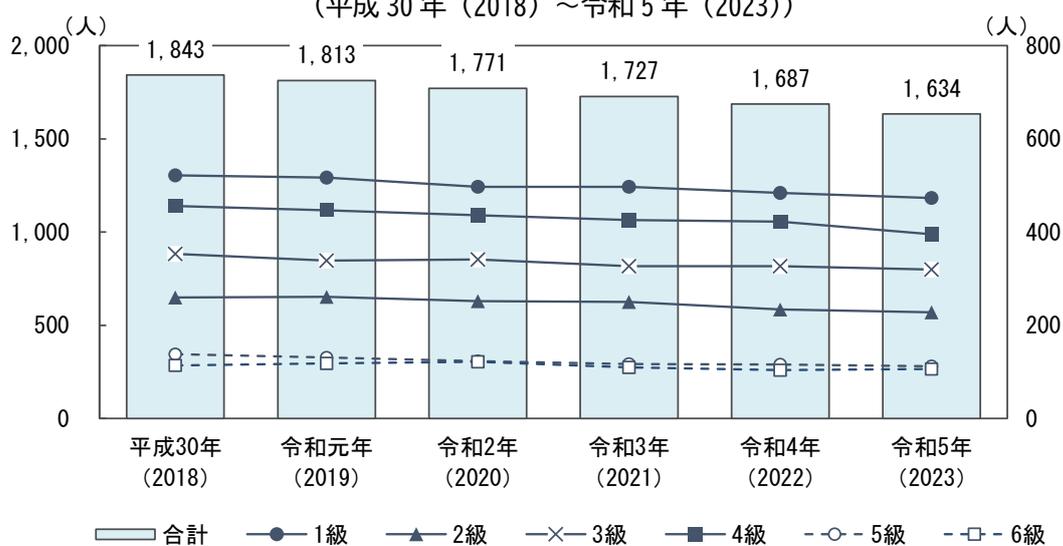
図表 身体障害者手帳所持者数の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))

(単位：人・%)

区分	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
身体障がい者(児)	1,843	1,813	1,771	1,727	1,687	1,634
18歳未満	16	15	14	15	15	14
18～64歳	340	333	327	316	299	289
65歳以上	1,487	1,465	1,430	1,396	1,373	1,331
手帳所持者全体に対する割合	74.4	73.3	72.6	71.3	70.6	69.1

資料：福祉課(各年3月末現在)

図表 障がいの種類の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



(単位：人)

区分	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
身体障がい者(児)	1,843	1,813	1,771	1,727	1,687	1,634
1級	522	517	497	497	484	473
2級	260	261	252	250	234	228
3級	353	339	341	327	327	320
4級	456	447	436	426	422	395
5級	138	131	123	117	116	112
6級	114	118	122	110	104	106

資料：福祉課(各年3月末現在)

図表 障がいの種類の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))

(単位：人)

区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
身体障がい者(児)	1,843	1,813	1,771	1,727	1,687	1,634
視覚障がい	159	153	147	141	134	139
聴覚・平衡機能障がい	214	220	223	209	203	198
音声・言語・そしゃく機能障がい	29	29	31	28	26	29
肢体不自由	1,291	1,243	1,200	1,169	1,109	1,138
内部障がい	579	587	602	570	578	587
心臓機能障がい	386	391	383	372	363	377
じん臓機能障がい	102	97	122	96	103	97
ぼうこう・直腸・小腸機能障がい	67	71	72	78	86	90
肝臓機能障がい	3	4	4	3	3	3
呼吸器機能障がい	19	22	19	19	21	17
脳原性	2	2	2	2	2	3

(注) 重複障がいあり

資料：福祉課(各年3月末現在)

3 知的障がいのある人

本市における療育手帳所持者数は、令和3年に減少していますが、以降は増加を続け、令和5年3月末日現在の手帳所持者数は444人、本市の障害手帳所持者数の18.8%を占めています。

また、令和5年の障がい程度別にみると、重度である「A」判定の方が160人、「B」判定の方が284人となっています。

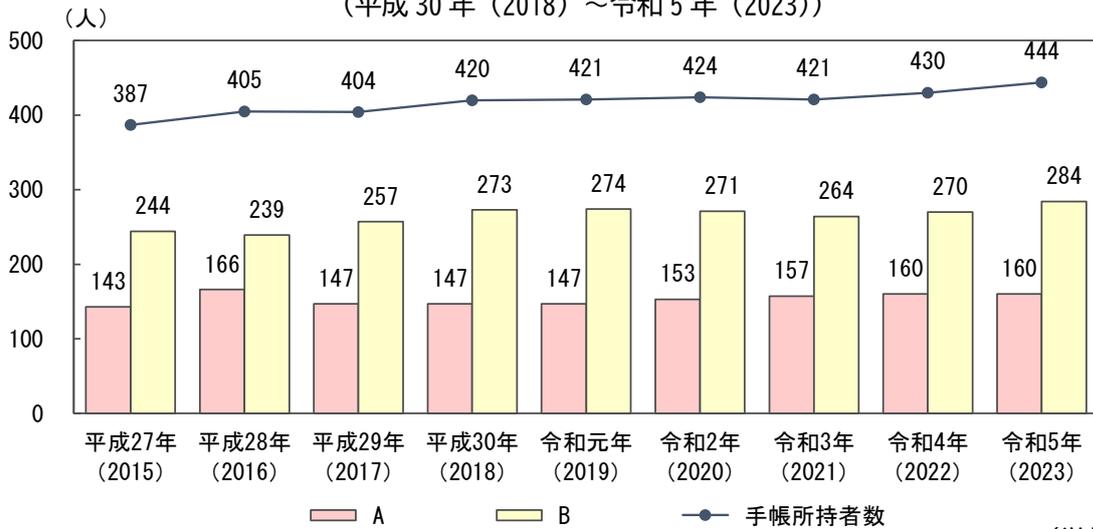
図表 療育手帳所持者数の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))

(単位：人・%)

区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
知的障がい者(児)	420	421	424	421	430	444
18歳未満	69	61	59	56	58	64
18～64歳	282	289	290	285	287	293
65歳以上	69	71	75	80	85	87
手帳所持者全体に対する割合	16.9	17.0	17.4	17.4	18.0	18.8

資料：福祉課(各年3月末現在)

図表 判定別の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



(単位：人)

区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
知的障がい者(児)	420	421	424	421	430	444
A(重度)	147	147	153	157	160	160
B(その他)	273	274	271	264	270	284

資料：福祉課(各年3月末現在)

4 精神障がいのある人

本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年に減少していますが、令和5年には増加に転じており、令和5年3月末現在の手帳所持者数は286人、本市の障害手帳所持者数の12.1%を占めています。

また、令和5年の手帳等級別にみると、「1級」は24人、「2級」は183人、「3級」は79人となっています。

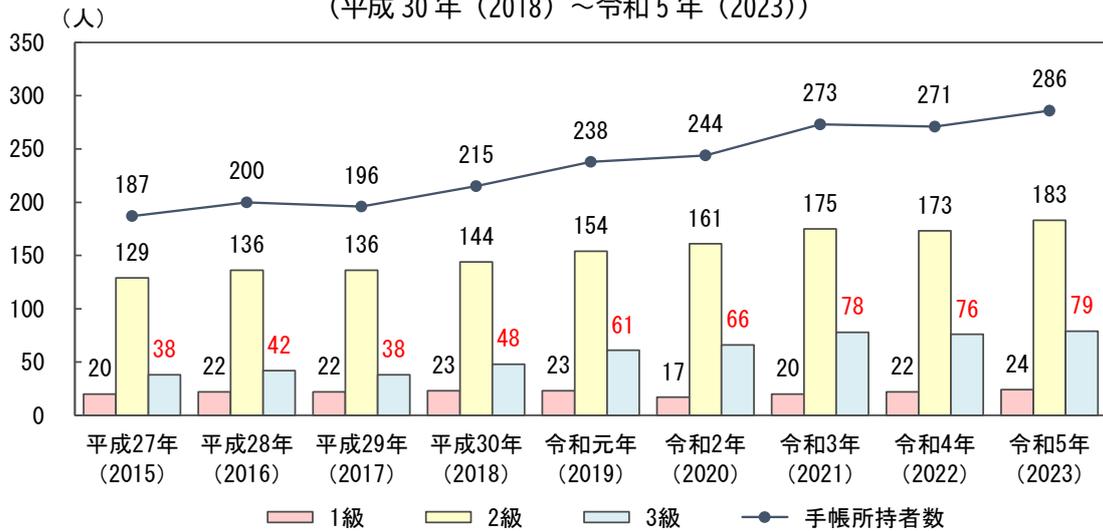
図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))

(単位：人・%)

区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
精神障がい者(児)	215	238	244	273	271	286
18歳未満	3	4	7	8	6	7
18～64歳	153	169	161	179	175	182
65歳以上	59	65	76	86	90	97
手帳所持者全体に対する割合	8.7	9.6	10.0	11.3	11.3	12.1

資料：福祉課(各年3月末現在)

図表 手帳の等級の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



(単位：人)

区分	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
精神障がい者(児)	215	238	244	273	271	286
1級	23	23	17	20	22	24
2級	144	154	161	175	173	183
3級	48	61	66	78	76	79

資料：福祉課 (各年3月末現在)

5 自立支援医療(精神通院医療)認定を受けている方

自立支援医療(精神通院医療)対象者数の推移をみると、平成30年以降は各年で増減しており、令和5年は457人となっています。

図表 自立支援医療(精神通院医療)認定者数の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))

(単位：人)

区分	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
精神通院医療対象者	427	462	474	427	468	457

資料：福祉課 (各年3月末現在)

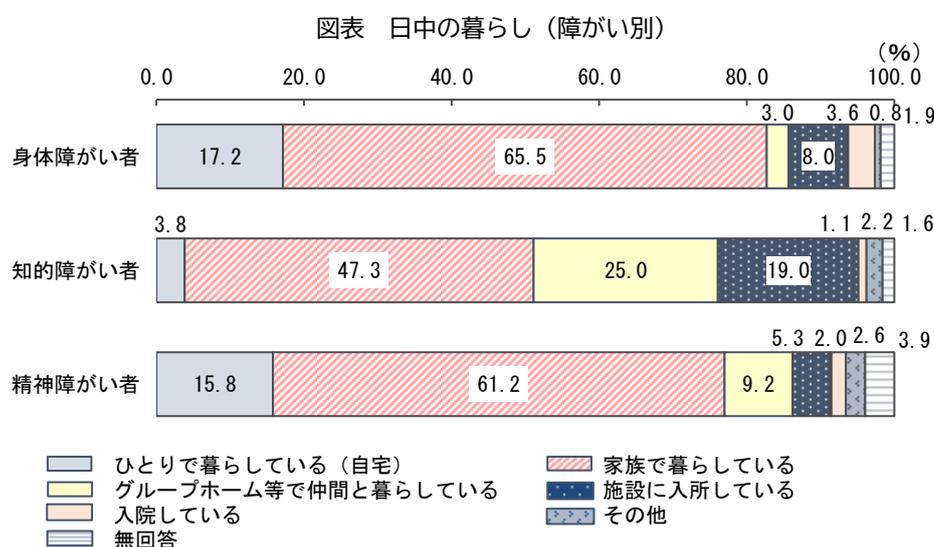
第3節 アンケート調査からみる障がいのある人の生活実態と支援ニーズ

1 日常生活について

◎ 現在の暮らしについて

現在の暮らし方について、各障がいともに「家族で暮らしている」を最上位に挙げています。また、知的障がいのある人は「ひとりで暮らしている」と回答した割合は、他の障がいのある人と比較すると低くなっています。

また、知的障がいのある人は「グループホーム等で仲間と暮らしている」(25.0%)、「施設に入所している」(19.0%)と回答した割合が高くなっているほか、「ひとりで暮らしている」割合は3.8%と身体・精神障がいよりも特に低くなっていることから、将来を含めた住まいの確保が重要とみられます。



【身体障がいのある人】

- 「家族で暮らしている」が65.5%と最も高くなっています。また、「ひとりで暮らしている」割合は17.2%となっています。

【知的障がいのある人】

- 「家族で暮らしている」が47.3%と最も高く、次いで「グループホーム等で仲間と暮らしている」が25.0%となっています。

【精神障がいのある人】

- 「家族で暮らしている」が61.2%と最も高くなっています。また、「ひとりで暮らしている」割合は15.8%となっています。

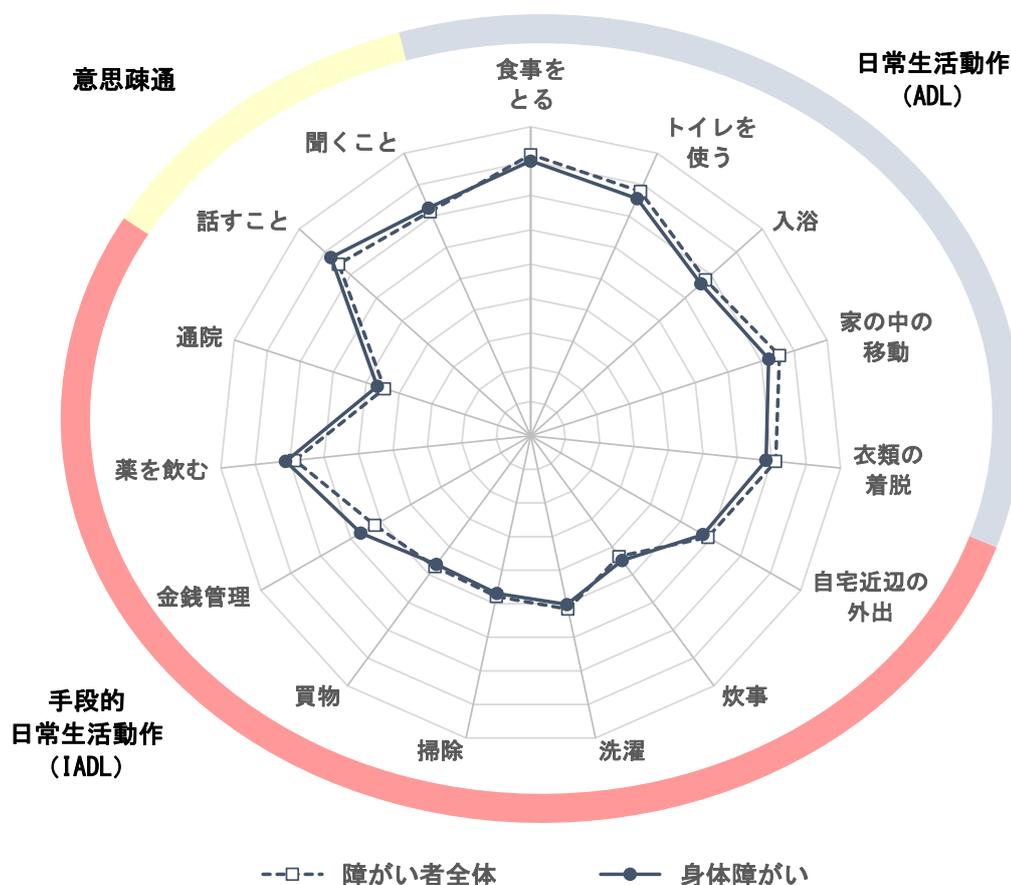
◎ 一人でできる日常動作の割合

日常動作（15項目）を、日常生活動作（ADL）、手段的日常動作（IADL）、意思疎通の3つに分類し、一人でできることをみると、障がいの種類に関わらず“手段的日常動作（IADL）”に支障のある項目が多くみられます。

手段的日常動作（IADL）の低下は、閉じこもりや生活の不活発につながる懸念され、今後は高齢化の進行とともに日常生活動作（ADL）の低下や生活に直接的な支障をきたしやすくなると考えられます。

また、各日常動作の状況からは、「炊事」、「通院」の割合が特に低くなっており、配食や外出といった支援が今後重要になるとみられます。

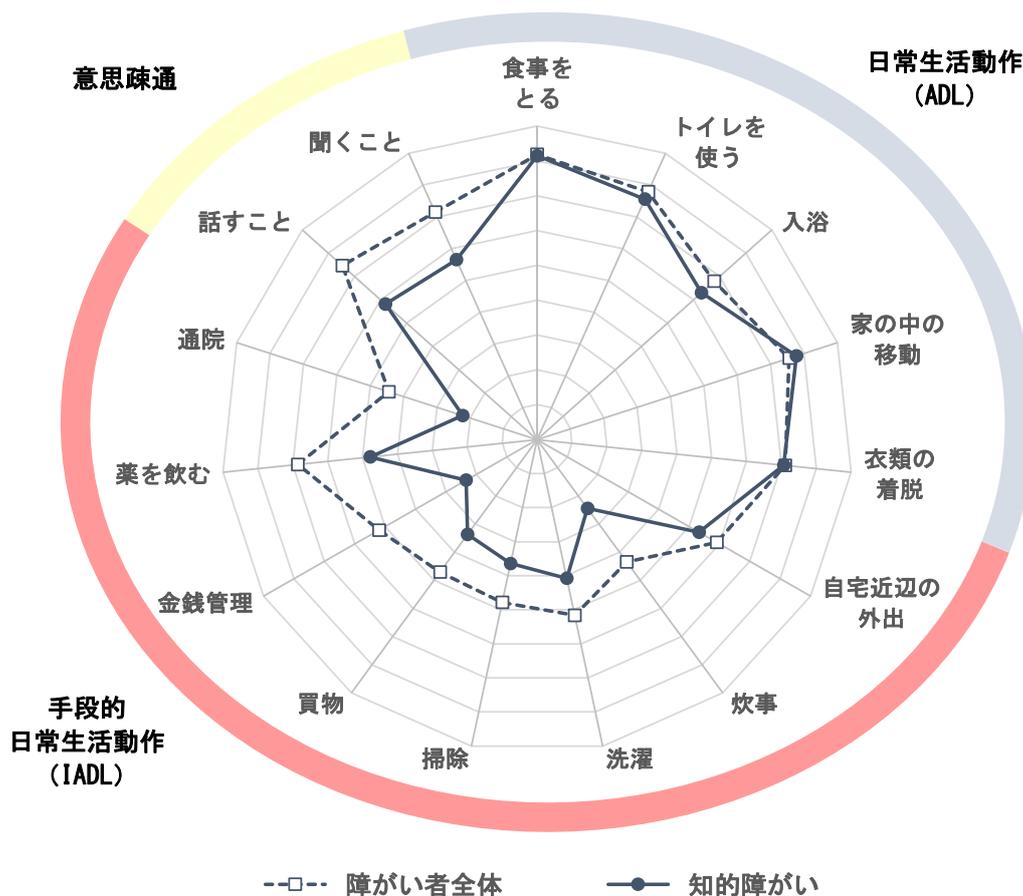
図表 一人でできる日常動作の割合（身体障がい）



【身体障がいのある人】

- 「炊事」が44.9%と最も低くなっており、次いで「買物」(46.3%)、「通院」(46.6%)が、身体障がいのある人にとって一人で行いづらい動作となっています。
- 身体障がいのある人の一人でできる日常動作の割合は、割合は障がい者全体と概ね同様の構成比となっており、“日常生活動作（ADL）”では比較的高い割合となっていますが、“手段的日常動作（IADL）”の割合が他の分類項目を比べて低い割合となっています。

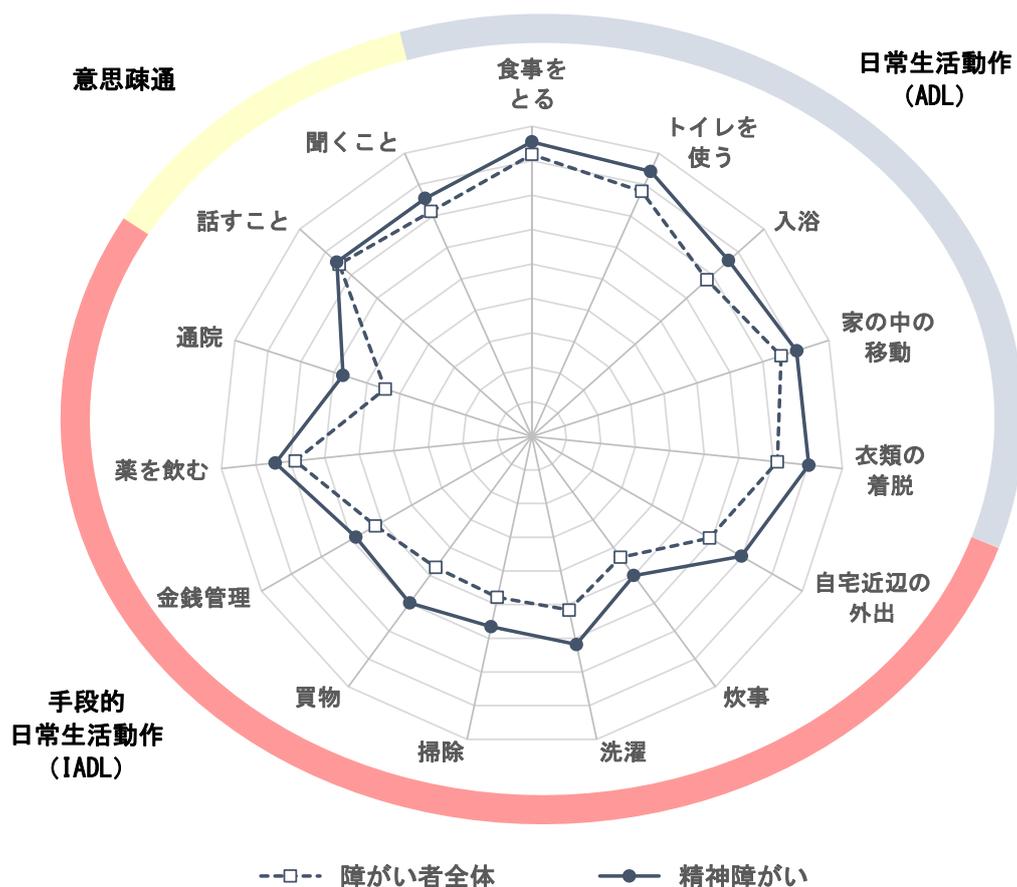
図表 一人でできる日常動作の割合（知的障がい）



【知的障がいのある人】

- 「通院」が22.3%と最も低くなっており、次いで「金銭管理」(23.4%)、「炊事」(24.5%)が、知的障がいのある人にとって一人で行いづらい動作となっています。
- 障がい者全体と比較すると、“手段的日常生活動作 (IADL)”、“意思疎通”の該当項目で割合が低くなっており、診療の際のコミュニケーション等にも支障をきたしていることが考えられます。

図表 一人でできる日常動作の割合（精神障がい）

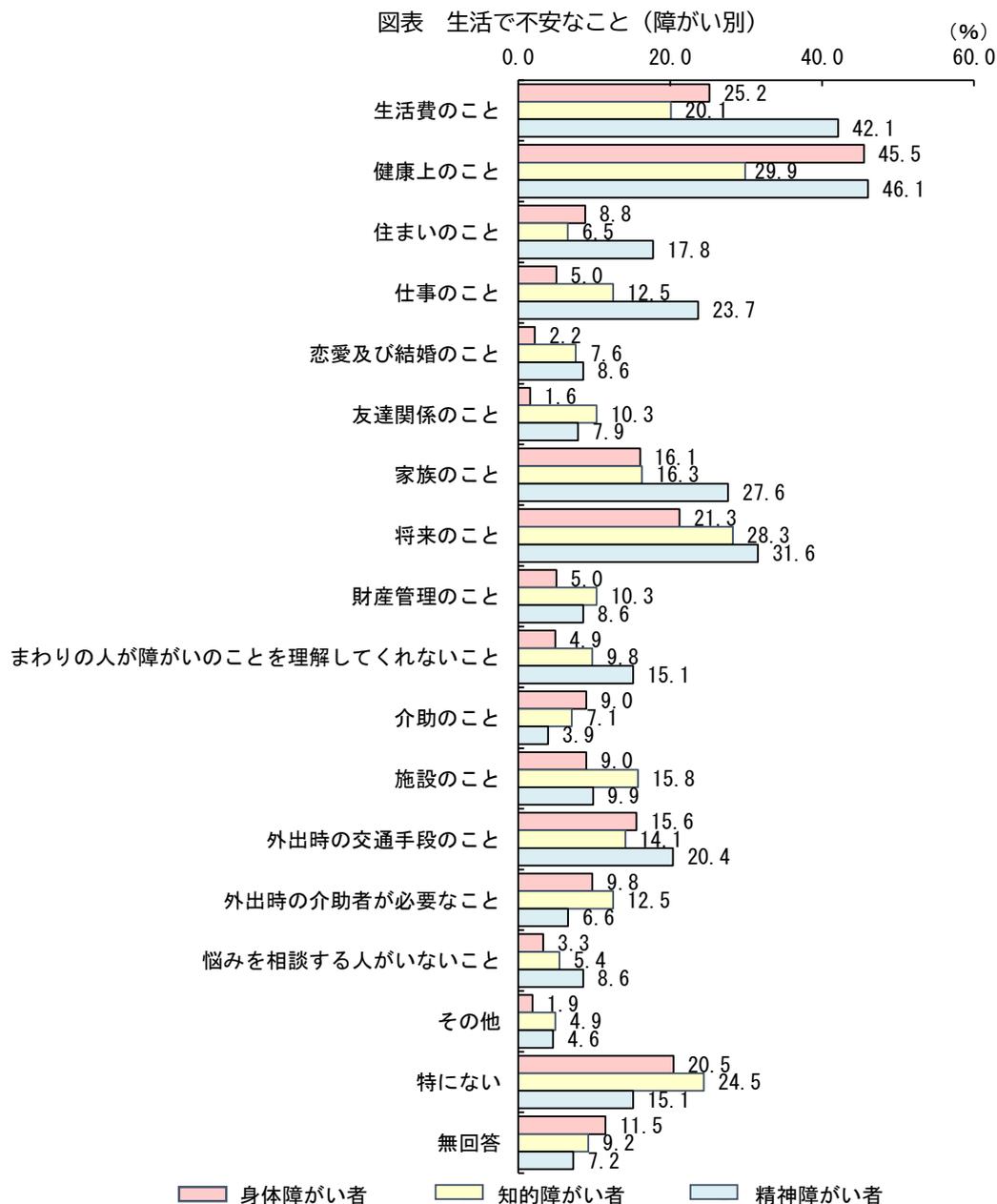


【精神障がいのある人】

- 「炊事」が50.0%と最も低くなっており、次いで「掃除」(56.6%)、「通院」(57.2%)が、精神障がいのある人にとって一人で行いづらい動作となっています。
- 障がい者全体と比較すると、すべての項目で全体を上回っており、他の障がいのある人よりも一人でできる項目は多いとみられます。

◎ 生活で不安なこと

生活で不安なこととして、障がいの種類に関わらず「健康上のこと」を最上位に挙げているほか、「生活費のこと」、「将来のこと」を上位に挙げています。



【身体障がいのある人】

- 「健康上のこと」(45.5%) が最も高くなっています。次いで、「生活費のこと」(25.2%)、「将来のこと」(21.3%) を上位に挙げています。

【知的障がいのある人】

- 「健康上のこと」(29.9%) が最も高くなっています。次いで、「将来のこと」(28.3%)、「生活費のこと」(20.1%) を上位に挙げています。

【精神障がいのある人】

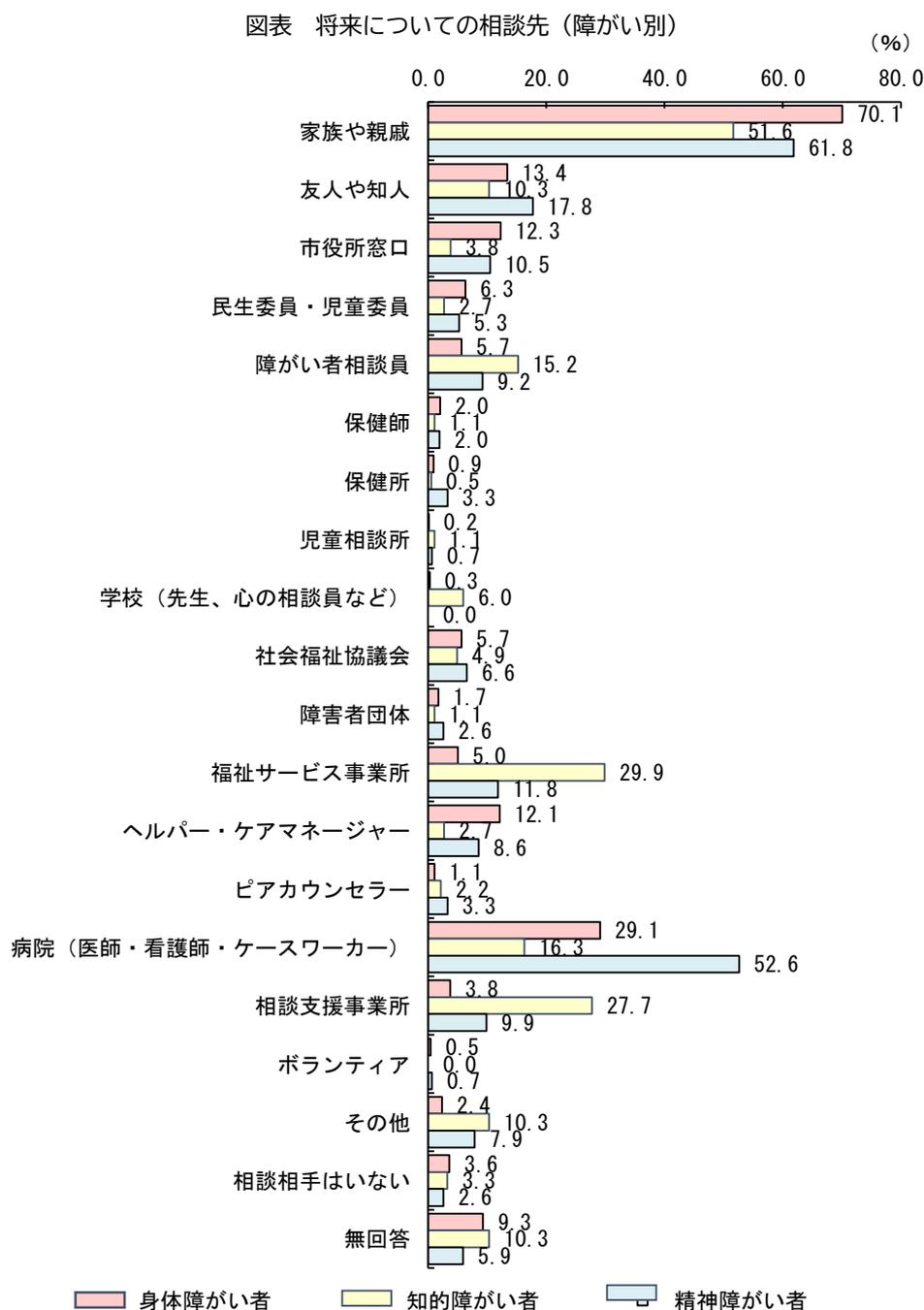
- 「健康上のこと」(46.1%) が最も高くなっています。次いで、「生活費のこと」(42.1%)、「将来のこと」(31.6%) を上位に挙げています。

◎ 将来についての相談先

将来についての相談先として、各障がいとも「家族や親戚」が最上位となっており、身近な相談相手であることがうかがえます。

また、知的障がいのある人は「福祉サービス事業所」や「相談支援事業所」、精神障がいのある人は「病院（医師・看護師・ケースワーカー）」と回答した割合が、それぞれ他の障がいのある人よりも高くなっており、医療や将来への支援に関する不安を抱えていることがうかがえます。

なお、「相談相手はいない」と回答した方は、各障がい別においても1割未満となっていますが、今後も地域で孤立することなく、様々な相談や支援につながる環境づくりが求められます。



【身体障がいのある人】

- 「家族や親戚」が70.1%と最も高くなっています。次いで、「病院（医師・看護師・ケースワーカー）」（29.1%）、「友人や知人」（13.4%）を上位に挙げています。
- 「相談相手はいない」と回答した方の割合は3.6%となっています。

【知的障がいのある人】

- 「家族や親戚」が51.6%と最も高くなっています。次いで、「福祉サービス事業所」（29.9%）、「相談支援事業所」（27.7%）を上位に挙げています。
- 「相談相手はいない」と回答した方の割合は3.3%となっています。

【精神障がいのある人】

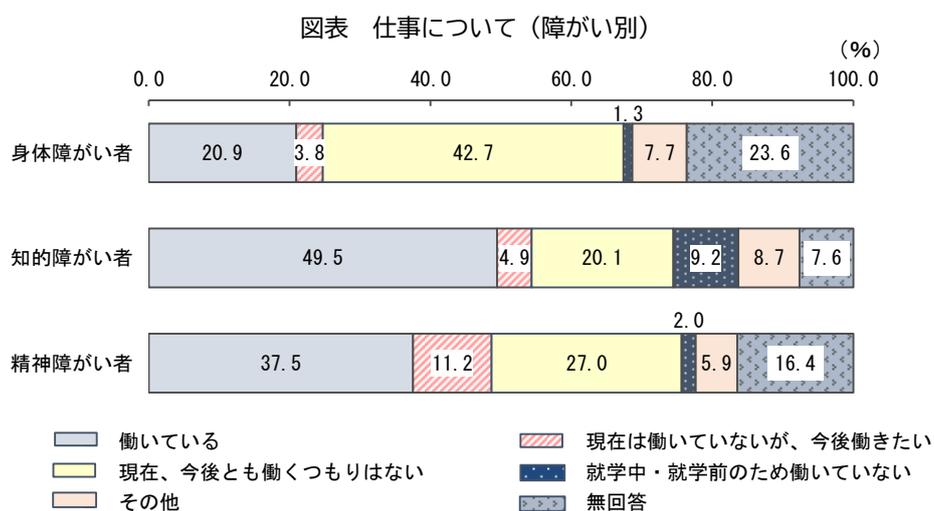
- 「家族や親戚」が61.8%と最も高くなっています。次いで、「病院（医師・看護師・ケースワーカー）」（52.6%）、「友人や知人」（17.8%）を上位に挙げています。
- 「相談相手はいない」と回答した方の割合は2.6%となっています。

2 仕事について

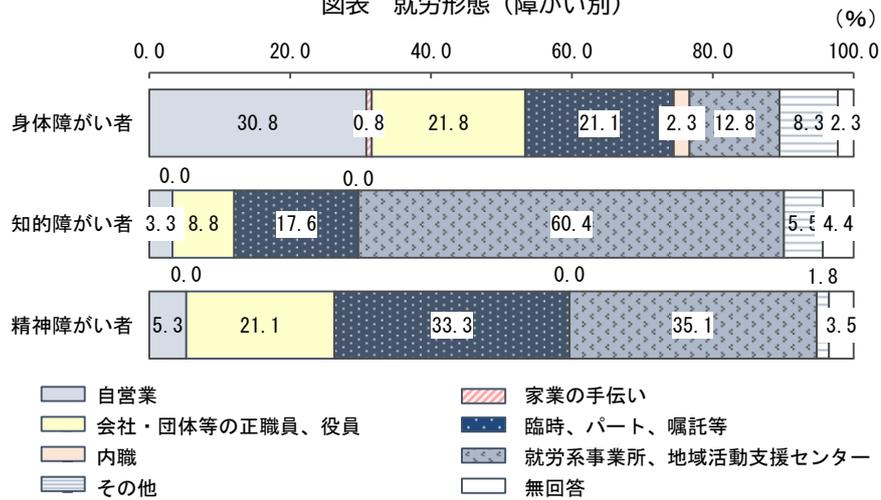
仕事については、知的障がいのある人の5割近くが「働いている」と回答しており、他の障がいのある人と比較して高い割合となっています。

また、就業形態については身体障がいのある人は「自営業」、知的・精神障がいのある人は「就労系事業所、地域活動支援センター」を最上位に挙げています。

なお、「会社・団体等の正社員、役員」で働いている方は、身体・精神障がいのある人の2割、知的障がいのある人では1割程度となっており、経済的な安定や就労を通じた社会参加への取組が引き続き重要とみられます。



図表 就労形態（障がい別）



【身体障がいのある人】

- 仕事の有無について、「働いている」と回答した割合は20.9%、就業形態は「自営業」(30.8%)が最も高くなっています。
- 「現在、今後とも働くつもりはない」と回答した割合は42.7%となっています。

【知的障がいのある人】

- 仕事の有無について、「働いている」と回答した割合は49.5%、就業形態は「就労系事業所、地域活動支援センター」(60.4%)が最も高くなっています。
- 「現在、今後とも働くつもりはない」と回答した割合は20.1%となっています。

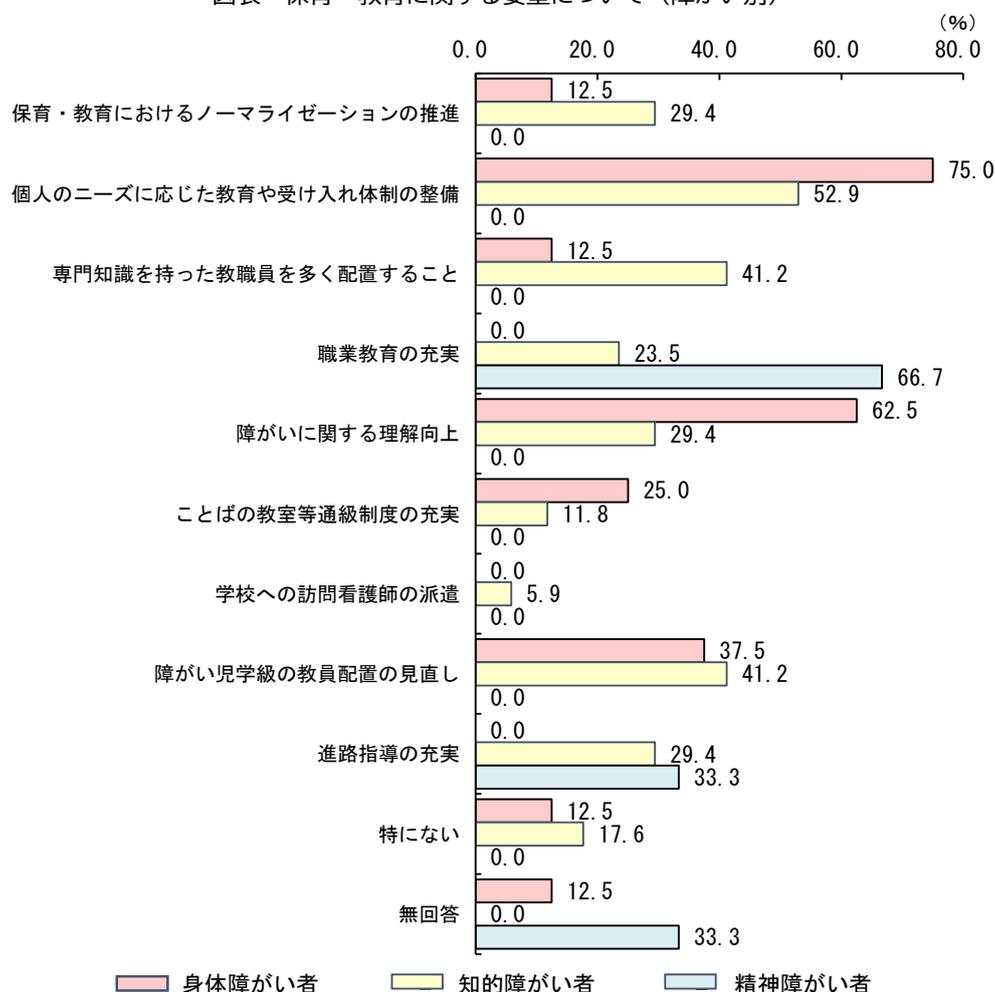
【精神障がいのある人】

- 仕事の有無について、「働いている」と回答した割合は37.5%、就業形態は「就労系事業所、地域活動支援センター」(35.1%)が最も高くなっています。
- 「現在、今後とも働くつもりはない」と回答した割合は27.0%となっています。

3 保育・教育に関する要望について

保育・教育に関する要望として、身体・知的障がいのある人は「個人のニーズに応じた教育や受け入れ体制の整備」、精神障がいのある人は「職業教育の充実」を最上位に挙げており、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育環境が求められています。

図表 保育・教育に関する要望について（障がい別）



【身体障がいのある人】

- 現在就学中と回答した方の割合は 1.3%となっています。
- 保育・教育に関する要望については、「個人のニーズに応じた教育や受け入れ体制の整備」が 75.0%と最も高くなっています。

【知的障がいのある人】

- 現在就学中と回答した方の割合は 9.2%となっています。
- 保育・教育に関する要望については、「個人のニーズに応じた教育や受け入れ体制の整備」が 52.9%と最も高くなっています。

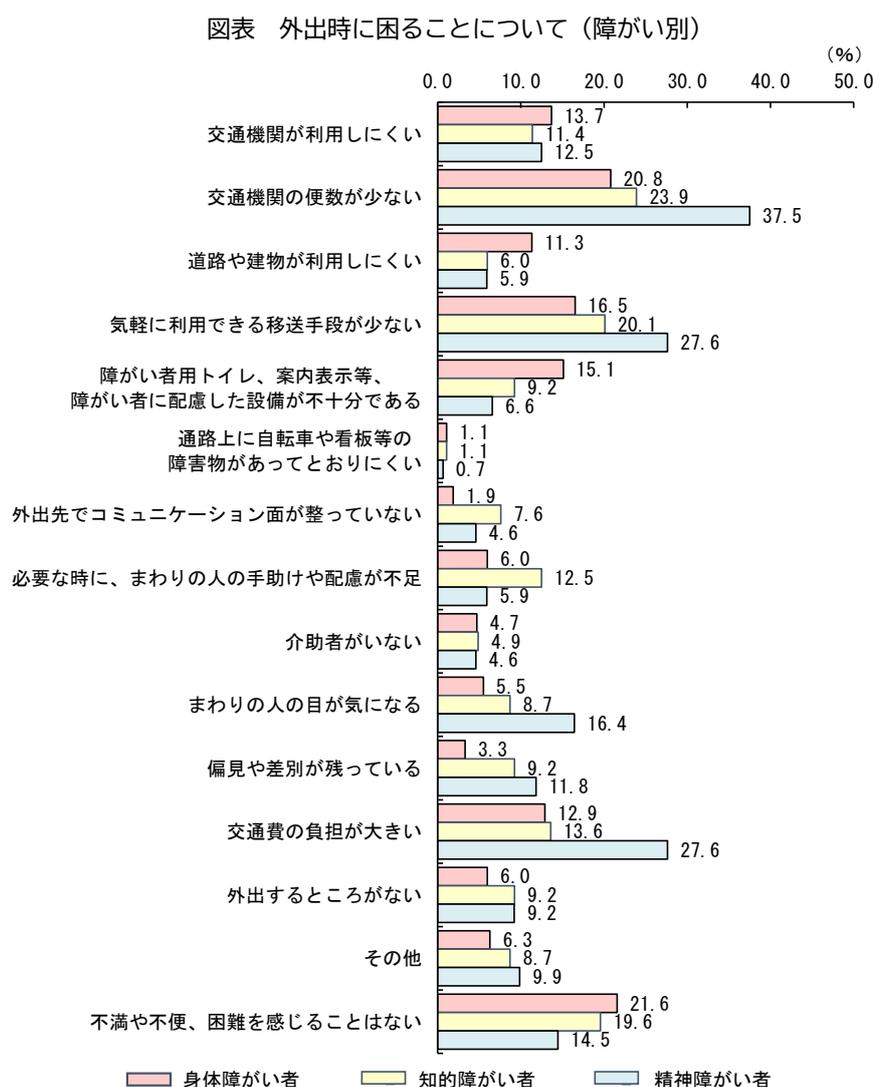
【精神障がいのある人】

- 現在就学中と回答した方の割合は 2.0%となっています。
- 保育・教育に関する要望については、「職業教育の充実」が 66.7%と最も高くなっています。

4 外出時に困ることについて

外出時に困ることについては、各障がいとも「交通機関の便数が少ない」、「気軽に利用できる移送手段が少ない」を上位に挙げています。

また、身体障がいのある人では、「障がい者用トイレ、案内表示等、障がい者に配慮した設備が不十分である」、知的・精神障がいのある人では、「交通費の負担が大きい」を上位に挙げており、まちなかの環境や移動にかかる負担も外出をはじめとする社会参加への妨げとなっていることがうかがえます。



【身体障がいのある人】

- 「交通機関の便数が少ない」（20.8%）、が最も高く、次いで「気軽に利用できる移送手段が少ない」（16.5%）、「障がい者用トイレ、案内表示等、障がい者に配慮した設備が不十分である」（15.1%）を上位に挙げています。

【知的障がいのある人】

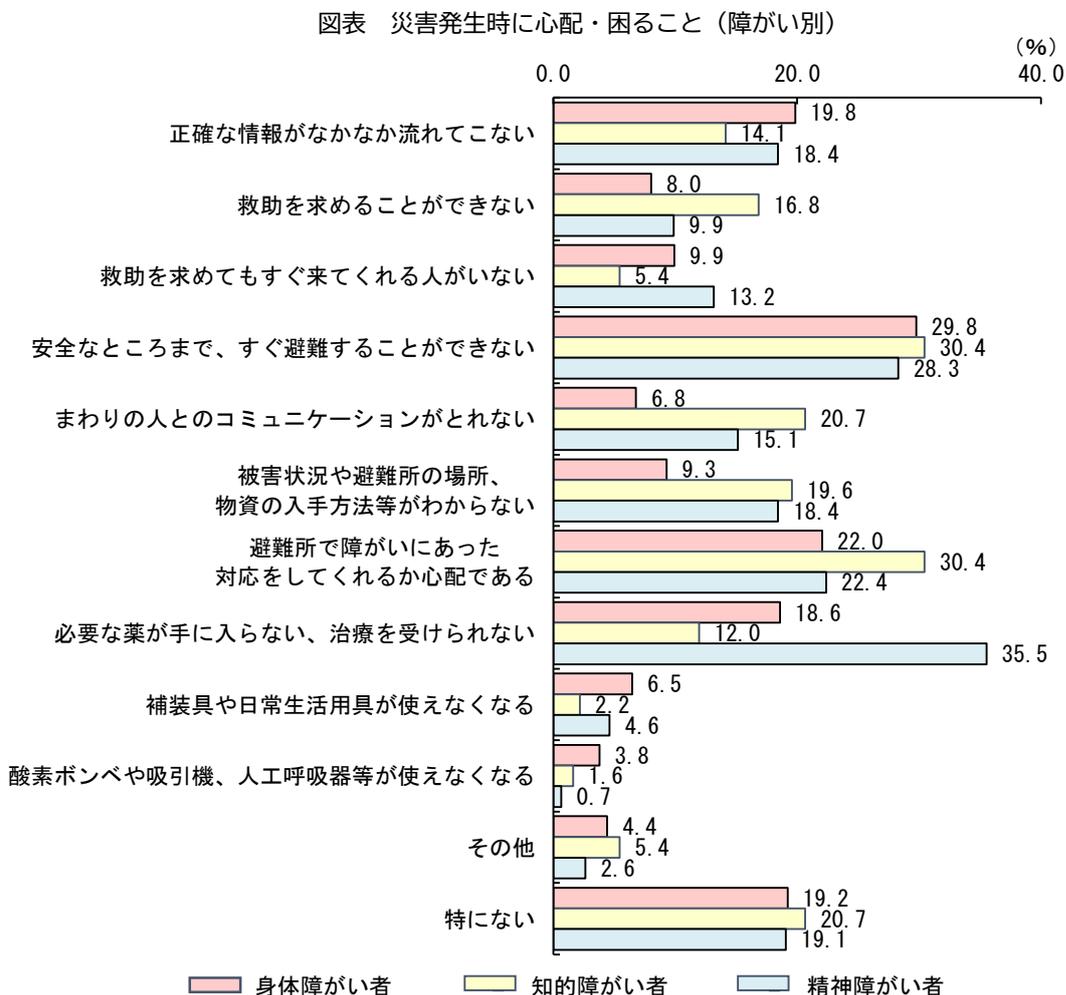
- 「交通機関の便数が少ない」（23.9%）が最も高く、次いで「気軽に利用できる移送手段が少ない」（20.1%）、「交通費の負担が大きい」（13.6%）を上位に挙げています。

【精神障がいのある人】

- 「交通機関の便数が少ない」（37.5%）が最も高く、次いで「気軽に利用できる移送手段が少ない」、「交通費の負担が大きい」（同率 27.6%）を上位に挙げています。

5 災害発生時に心配・困ることについて

災害発生時に心配・困ることでは、各障がいとも「安全なところまで、すぐ避難することができない」、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」を上位に挙げています。



【身体障がいのある人】

- 「安全なところまで、すぐ避難することができない」(29.8%) が最も高く、次いで「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」(22.0%)、「正確な情報がなかなか流れてこない」(19.8%) を上位に挙げています。

【知的障がいのある人】

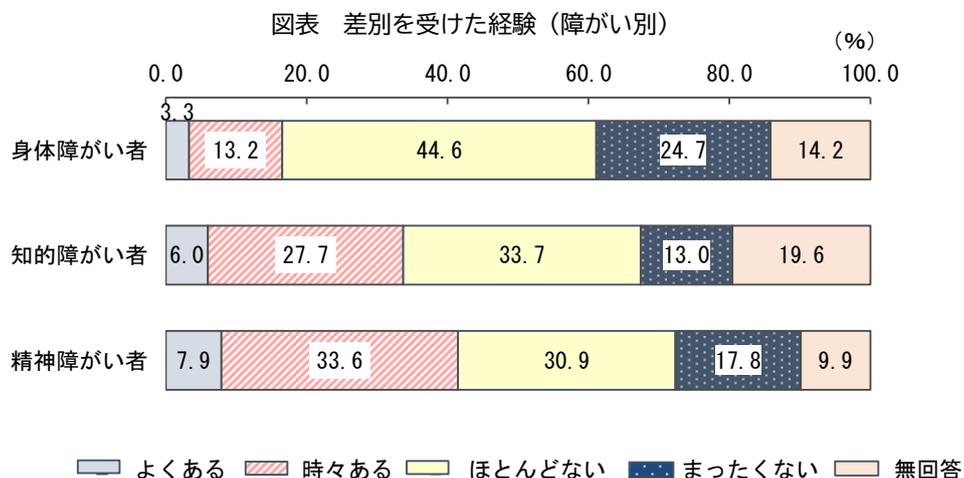
- 「安全なところまで、すぐ避難することができない」、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」が30.4%と同率で最も高くなっています。

【精神障がいのある人】

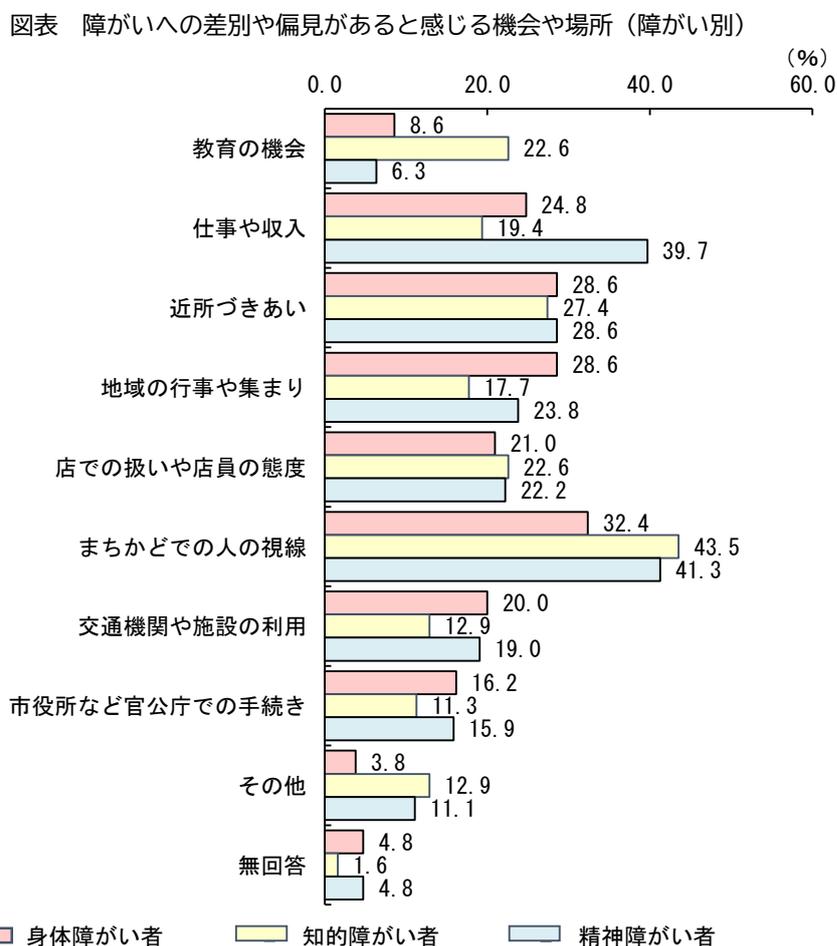
- 「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」(35.5%) が最も高く、次いで「安全なところまで、すぐ避難することができない」(28.3%)、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」(22.4%) を上位に挙げています。

6 障がいへの差別や偏見について

障がいへの差別を受けた経験については、障がい別で差がみられます。特に精神障がいのある人は、他の障がいのある人よりも差別を受けた経験が「よくある」、「時々ある」と回答した割合が高くなっています。



また、障がいへの差別や偏見があると感じる機会や場所について、各障がいとも「まちかどでの人の視線」を最上位に挙げています。また、精神障がいのある人では「仕事や収入」に差別を受けていると感じる割合が特に高くなっています。



【身体障がいのある人】

- 差別を受けた経験について16.5%が「よくある」、「時々ある」と回答しています。
- 障がいへの差別や偏見があると感じる機会や場所として「まちかどでの人の視線」(32.4%)が最も高くなっています。

【知的障がいのある人】

- 差別を受けた経験について33.7%が「よくある」、「時々ある」と回答しています。
- 障がいへの差別や偏見があると感じる機会や場所として「まちかどでの人の視線」(43.5%)が最も高くなっています。

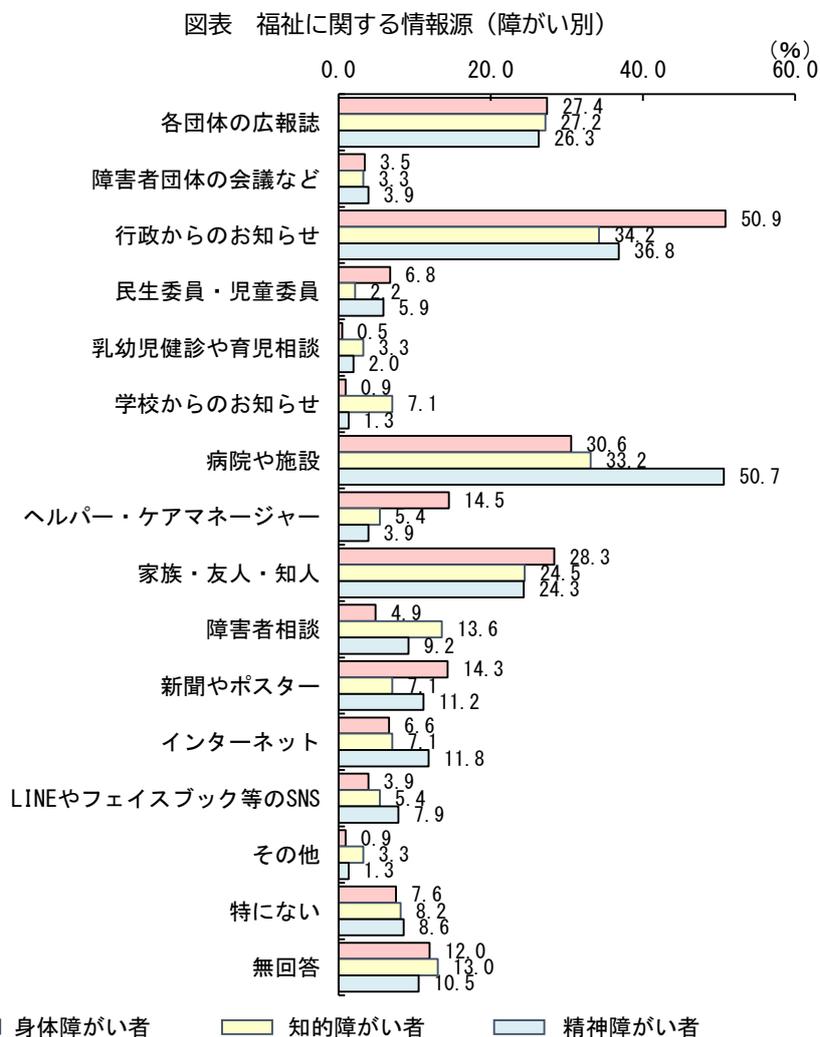
【精神障がいのある人】

- 差別を受けた経験について41.5%が「よくある」、「時々ある」と回答しています。
- 障がいへの差別や偏見があると感じる機会や場所として「まちかどでの人の視線」(41.3%)が最も高くなっています。



7 福祉に関する情報源

福祉に関する情報源では、身体・知的障がいのある人は「行政からのお知らせ」、精神障がいのある人は「病院や施設」を最上位に挙げています。



【身体障がいのある人】

- 福祉に関する情報源として、「行政からのお知らせ」(50.9%)が最も高く、次いで「病院や施設」(30.6%)、「家族・友人・知人」(28.3%)を上位に挙げています。

【知的障がいのある人】

- 福祉に関する情報源として、「行政からのお知らせ」(34.2%)が最も高く、次いで「病院や施設」(33.2%)、「各団体の広報誌」(27.2%)を上位に挙げています。

【精神障がいのある人】

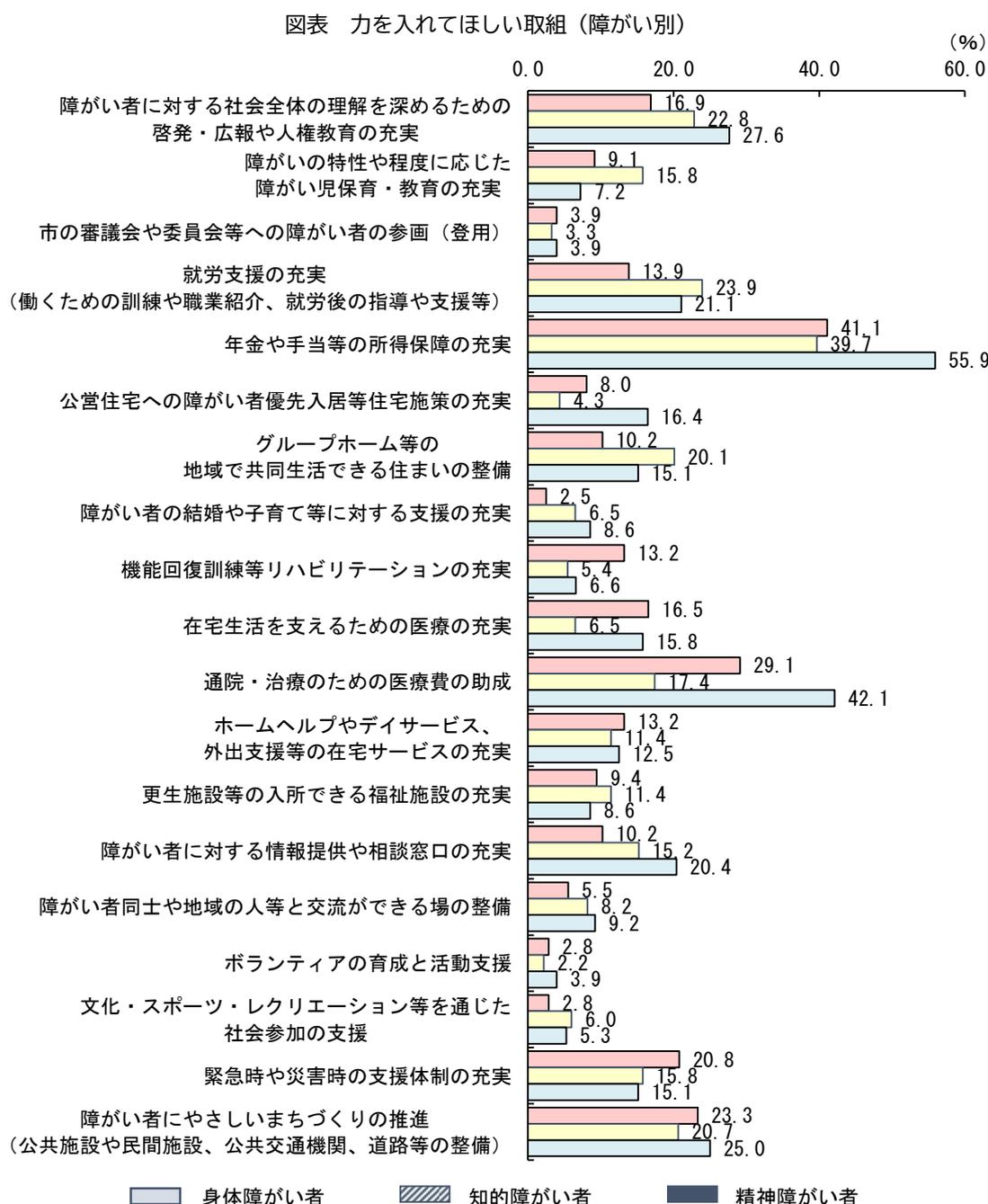
- 福祉に関する情報源として、「病院や施設」(50.7%)が最も高く、次いで「行政からのお知らせ」(36.8%)、「各団体の広報誌」(26.3%)を上位に挙げています。

8 力を入れてほしい取組

力を入れてほしい取組では、各障がいとも「年金や手当等の所得保障の充実」を最上位に挙げています。

また、身体・精神障がいのある人では「通院・治療のための医療費の助成」を挙げていることから、「年金や手当等の所得保障の充実」とあわせて、経済的な安定は特に重要であることがうかがえます。

そのほか、身体障がいのある人では、「障がい者にやさしいまちづくりの推進（公共施設や民間施設、公共交通機関、道路等の整備）」、知的・精神障がいのある人では、「障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発・広報や人権教育の充実」を挙げており、ソフト・ハード両面から地域共生社会に向けた取組が求められています。



【身体障がいのある人】

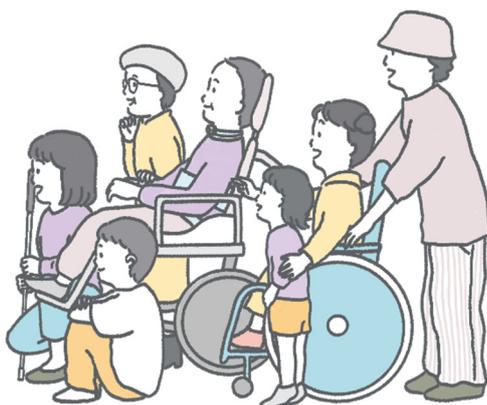
- 「年金や手当等の所得保障の充実」(41.1%) が最も高く、次いで「通院・治療のための医療費の助成」(29.1%)、「障がい者にやさしいまちづくりの推進(公共施設や民間施設、公共交通機関、道路等の整備)」(23.3%) を上位に挙げています。

【知的障がいのある人】

- 「年金や手当等の所得保障の充実」(39.7%) が最も高く、次いで「就労支援の充実(働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援等)」(23.9%)、「障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発・広報や人権教育の充実」(22.8%) を上位に挙げています。

【精神障がいのある人】

- 「年金や手当等の所得保障の充実」(55.9%) が最も高く、次いで「通院・治療のための医療費の助成」(42.1%)、「障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発・広報や人権教育の充実」(27.6%) を上位に挙げています。





第3章 計画の基本的な考え方

第2節 基本理念に向けた方向性（基本的視点）

基本理念「お互いを認めあい、共に支えあう、自分らしくいきいきと暮らし続けられる共生のまち」を実現するため、基本的視点を次のとおり整理します。

基本的視点1 個人の尊厳を守り、支えあうこと

- 障がいのある人もない人も共生する社会の実現に向けて、社会のあらゆる場面のアクセシビリティを向上させるとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供により、差別を解消する取組を推進します。
- 地域での暮らしで感じる様々な「暮らしにくさ」を見直し、ソフト・ハードの両面から障がいによって取り残されることない、配慮のある安全安心な地域づくりを推進します。
- 特に本市は地理的特性から移動手段に課題があるため、社会参加の様々な場面で、移動手段の確保が障壁になることが想定されます。そのため、施策・事業の実施とあわせて移動手段について検討するなど、配慮することとします。

基本的視点2 自らの生き方を選択し、安心して生きがいのある暮らしを送れること

- 障がいのある人が、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体として活躍し、安心して生きがいのある暮らしを送れるまちづくりを推進します。

基本的視点3 生涯を通じた切れ目のない支援が受けられること

- ライフステージに沿って、住み慣れた地域や生活の拠点において、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を受けながら、自立した生活ができる環境や支援体制を整備します。
- 様々な分野で担い手の不足が顕在化する中で、障がい福祉分野においても中長期的な視点に立ち、支援を支える人材確保及び地域資源の活用に取り組みます。

基本的視点4 一人ひとりの困りごとに寄り添う重層的な支援の輪を構築すること

- 障がいのある人だけでなく、その家族等が抱える複雑化、複合化した課題に対し、地域の中で取り残されることなく、相談をはじめ、必要な支援が確実に届くよう、様々な分野と連携し、制度や実施主体の垣根に捉われない包括的な支援体制を構築します。

第4章 施策体系

第4章 施策体系

基本理念を実現するために、基本的視点に基づき、障がいのある人の生涯を支える自立支援、地域共生社会の実現に向けた取組を本市の障がい者関連施策の柱となる「基本的方向」として掲げ、具体的な事業や取組を展開します。

基本理念

お互いを認めあい、ともに支えあう、
自分らしくいきいきと暮らし続けられる共生のまち

基本的方向1 お互いを理解、尊重し、支えあう

- 1-1：相互に深める、あらゆる障がいへの理解促進
- 1-2：一人ひとりの尊厳を守る、人権の尊重・虐待の防止
- 1-3：多様な主体が協力し支えあう、地域福祉の推進
- 1-4：外出しやすく、いざというときも安全安心な地域づくり

基本的方向2 自分らしい生き方を選択し、成長、挑戦できる

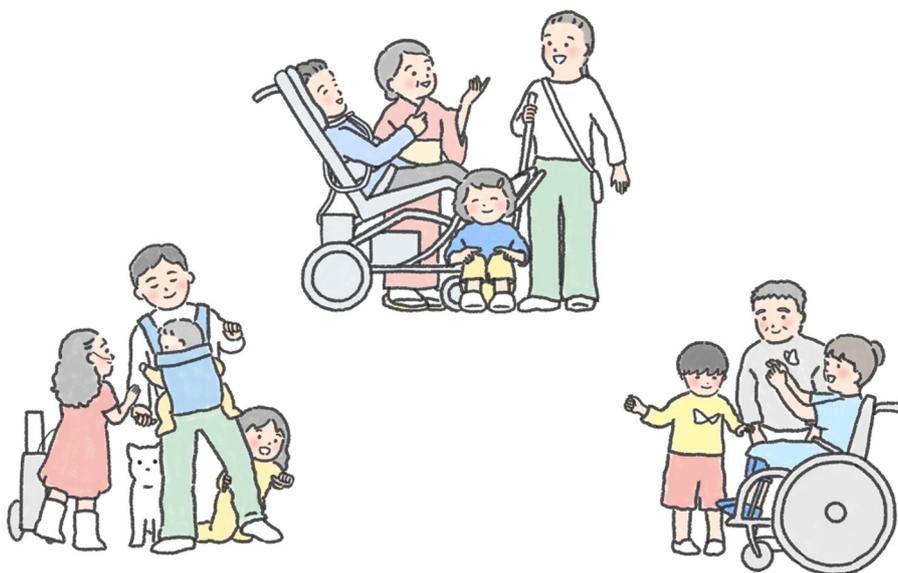
- 2-1：子どもたちの成長を支える、保育・教育、発達支援の充実
- 2-2：多様な働き方を後押しできる、雇用・就労への支援
- 2-3：社会へ参加することが生きがいにつながる機会づくり

基本的方向3 安心して、自分らしく暮らせる

- 3-1：希望する情報につながる、情報提供・コミュニケーション支援
- 3-2：心身の相談を受けられる、保健・医療・リハビリテーション体制の充実
- 3-3：地域で暮らし続けられるサービス提供基盤の整備、質量の確保

基本的方向4 一人ひとりの生涯に寄り添い、支援の輪を育む

- 4-1：重層的な支えあい、切れ目のない相談支援体制の整備・充実
- 4-2：行政サービス等におけるよりよい対応（合理的配慮）の実践
- 4-3：権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）



第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

基本的方向1 お互いを理解、尊重し、支えあう



施策を取り巻く環境

[現況と課題]

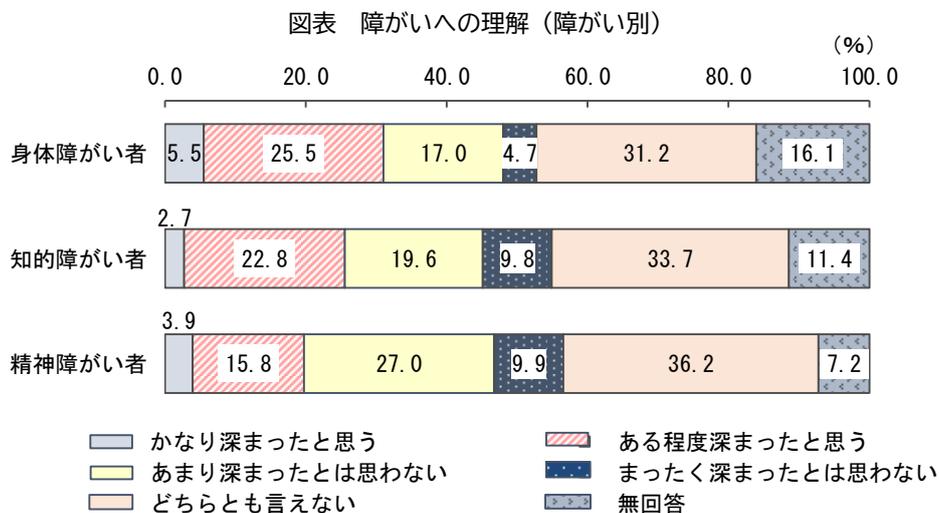
「障がいへの理解」は、地域で暮らす様々な場面で求められていることであり、暮らしやすいまちづくりを進めるためには、様々な世代で障がいについて学ぶ機会や相互に交流を深める機会を創出することによって、差別意識や偏見のない地域社会づくりに努める必要があります。

また、障がいのある人にとっては、日常生活だけでなく、災害時においても配慮が必要です。アンケート結果では、避難所で困ることについては、各障がいとも「トイレ」、「薬や医療」を上位に挙げており、避難生活に対する不安を解消するための備えや配慮が望まれています。

[アンケート調査による意識]

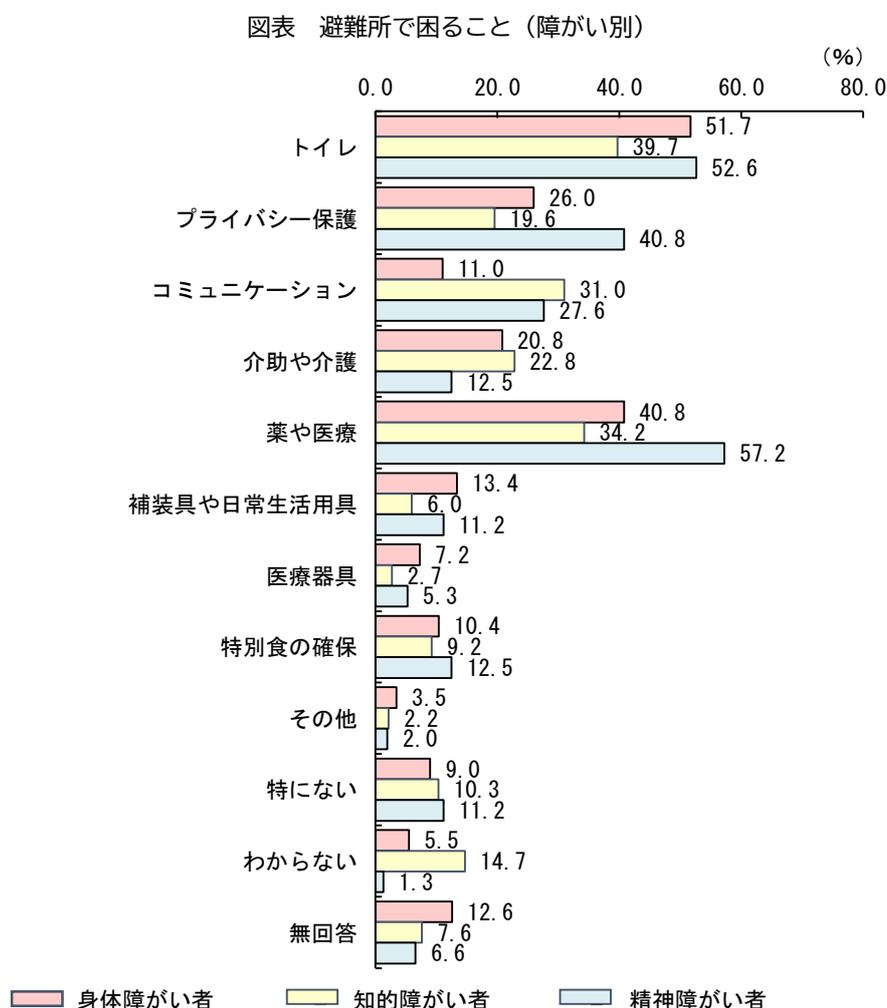
① 障がいへの理解

障がいへの理解については、障がい別で差がみられます。特に精神障がいのある方は、他の障がいのある方よりも障がいへの理解が深まっていないと思う割合が高くなっています。



② 避難所で困ることについて

避難所で困ることについては、各障がいとも「トイレ」、「薬や医療」を上位に挙げているほか、身体障がい・精神障がいのある人では「プライバシー保護」、知的障がいのある人では「コミュニケーション」を挙げており、避難所での備えや配慮が望まれています。



【身体障がいのある人】

- 避難所で困ることについて、「トイレ」(51.7%)が最も高く、次いで「薬や医療」(40.8%)、「プライバシー保護」(26.0%)を上位に挙げています。

【知的障がいのある人】

- 避難所で困ることについて、「トイレ」(39.7%)が最も高く、次いで「薬や医療」(34.2%)、「コミュニケーション」(31.0%)を上位に挙げています。

【精神障がいのある人】

- 避難所で困ることについて、「薬や医療」(57.2%)が最も高く、次いで「トイレ」(52.6%)、「プライバシー保護」(40.8%)を上位に挙げています。

1-1：相互に深める、あらゆる障がいへの理解促進

実施方針

- 障がいや障がいのある人についての正しい知識や理解を深め、共に暮らす地域の一員として接し、お互いを認め、支えあう関係を築いていく取組を推進します。
- 障害者差別解消法の趣旨に基づき、社会全体で障がいのある人への差別解消と合理的配慮の提供が実施されるように努めます。

自助、互助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・地域社会への積極的な参加・交流
互助・共助：地域・関係団体	→ ・障がい特性を理解し、地域で交流する機会の創出
公助：行政（市・関係機関）	→ ・障がいへの理解を促す福祉施策の推進・機会づくり ・知識の普及啓発の実施

施策展開の方向

【総合計画における関連施策】 ・1-4-1 個人の尊厳を大切にし、みんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発

(1) 理解と交流の促進

1-1-1：障がいへの理解の推進

- 障がいのある人が誤解や偏見等を受けないよう、多様な広報・情報媒体を通じて、障がいのある人に対する市民（家族を含む）や事業者等の正しい理解と認識を深め、共に支えあうまちづくりの推進に努めます。
- 特に、ノーマライゼーションやバリアフリー、ソーシャル・インクルージョンといった障がい福祉の理念の普及・啓発は、障がい福祉施策を推進するうえで重要な要件であるため、関係機関と連携し普及・啓発活動の展開を図るとともに、広報誌やホームページ等による情報発信にも努めます。

(2) 地域における理解と交流の促進

1-1-2：福祉教育の推進

- 子どもたちが幼少のころから障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校及び保育所・幼稚園・認定こども園における道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを活用した人権教育、福祉教育の推進を図ります。

- 市民に障がい特性について理解促進を図るため、家庭教育講座をはじめ、「は・あ・と・ふ・る運動推進大会」等、様々な学習機会を通じて、障がいへの理解につながるテーマをとり上げるなど、機会の創設に努め、市民に対して啓発を推進します。

1-1-3：地域行事への参加促進

- 障がいのある人が地域行事をはじめ各種イベントなどへ気軽に参加できるような支援環境づくりに努めます。
- 公民館など所管する各種イベントをはじめ、市が主催する会議やイベント等を開催する際は、障がいの有無に関わらず、気軽に参加できるよう必要な配慮を検討するなど、適切な準備・対応に努めます。

1-1-4：障がいのある人の地域活動への参加・交流の機会の充実

- 障がいのある人のニーズを踏まえながら、地域団体や関係機関等と連携し、わいわいサロンをはじめ、イベント、生涯学習、スポーツ、レクリエーションなど、障がいのある人が参加する多様な機会の創出、運営支援に取り組みます。

1-1-5：各種機関に対する研修の実施

- サービス提供事業所や学校、医療機関、緊急時など、あらゆる場面において様々な障がいの特性を理解して対応できるよう、参加者の知識、経験等に応じた研修の充実に努めます。

1-1-6：民間事業者における合理的配慮の推進

- 改正障害者差別解消法の施行（令和6年4月1日）までに、民間事業者が主な障がい特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認、理解したうえで、個々の場面ごとに柔軟に対応できるよう、取組事例の提供、広報、出前講座などの機会を設け、より一層の周知啓発を行います。



1-2：一人ひとりの尊厳を守る、人権の尊重・虐待の防止

実施方針

- あらゆる人権問題の解消、互いを認め合う意識の醸成に向けて、人権教育や意識啓発等に取り組みます。
- 様々な機会を通じて、成年後見制度、日常生活自立支援事業の周知に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう、体制の整備、利用促進を図ります。
- 障がいのある人に対する虐待の防止に向けた通報義務の周知や早期発見、対応に向けた体制づくりに努めます。

自助、互助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・制度に対する理解
互助・共助：地域・関係団体	→ ・障がいの有無に関わらない人権意識の尊重 ・虐待を見かけたときの通報
公助：行政（市・関係機関）	→ ・人権や制度に関する情報提供

施策展開の方向

- 【総合計画における関連施策】
- ・1-4-1 個人の尊厳を大切にし、みんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発
 - ・1-6-3 人権教育の推進

(1) 差別解消に向けた取組の推進

1-2-1：障がい者虐待防止対策の推進

- 障害者虐待防止法の趣旨及び内容について、広報、パンフレット、ホームページ等の媒体を活用し、市民にも広く障がい者虐待防止についての啓発活動を行います。
- 個別ケースにあたっては、県や各団体と連携し、障がいのある人の利益や生命を害することがないように慎重かつ速やかに対応します。

1-2-2：差別解消に向けた取組の推進

- 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、行政はもちろん、企業や市民にも広く周知し、社会全体で障がい者の差別解消と合理的配慮に向けた取組が広く展開されるように努めます。また、地域における障がいのある人への差別に関する相談体制の充実に努めます。

1-3：多様な主体が協力し支えあう、地域福祉の推進

実施方針

- 障がいの有無に関わらず、地域での支えあい活動を通じて、誰もが役割を持ち、お互いに支えあっていくことができる地域共生社会が定着するよう取り組みます。
- お互いが支え手（担い手）・受け手となることを周知し、活動団体の支援や担い手の育成など、地域やまちなかでの支えあう力を高めます。

自助、互助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・興味のある活動への積極的な参加
互助・共助：地域・関係団体	→ ・共に活動する意識（障がいへの理解）
公助：行政（市・関係機関）	→ ・障がいの有無に関わらず参加しやすい活動への配慮（情報提供・移動支援等）

施策展開の方向

- | | |
|----------------|--|
| 【総合計画における関連施策】 | ・1-4-1 個人の尊厳を大切にし、みんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発
・1-4-3 日常生活の支援 |
|----------------|--|

(1) 地域における福祉活動の推進

1-3-1：地域福祉活動の推進

- 障がいのある人への理解と交流を深め、障がいのある人の地域生活や社会参加に対する支援を充実していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、身体障害者福祉協会をはじめとする障がい者関係団体などによる地域福祉活動の活発化に努めます。

1-3-2：福祉ボランティアの育成と活動支援

- 社会福祉協議会との意見交換会を通じて福祉ボランティアのニーズを把握するなど、連携強化を図り、福祉ボランティアの育成及び活動支援に努めます。

1-3-3：地域での見守り・支えあい活動の推進

- 地区住民らのコミュニティ活動の組織づくり強化のために、出前講座等、障がいのある人に対する地域での見守りや支えあいに必要な知識を習得する機会を設けるなど、活動を担う人材の育成及び活動の推進を図ります。

1-3-4：ヘルプマーク・ヘルプカードの普及、利用促進

- 援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」及び、困っていることや、支援が必要なことをうまく伝えられない障がいのある人が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」の普及啓発を進め、思いやりの心を醸成していきます。

(2) ボランティア活動・当事者団体への支援

1-3-5：ボランティア活動の推進

- 地域で共に支えあう共生社会の形成に向けて、市民のボランティア活動に対する理解を深め、参加を促すなど、ボランティア活動の推進に努めます。

1-3-6：障がい者団体（当事者団体）への支援

- 障がいのある人や家族の加入の促進、団体間の交流の促進など、当事者やその家族とのネットワークづくりや団体の自主的な活動を支援していきます。
- 障がいのある人同士の交流を活性化し、介助をはじめ、家族や家庭内で抱える複合的な課題にアプローチし、支援につながるよう機会の創出や情報の共有に努めます。



1-4：外出しやすく、いざというときも安全安心な地域づくり

実施方針

- 物理的なバリア（障壁）を解消し、障がいのある人が「暮らしやすい」と思える生活環境や利便性の向上に取り組みます。
- 地域の安全対策のほか、災害や万が一の緊急時への備えとともに、障がいの有無に関わらず、安全・安心な暮らしができるよう、生活環境を整備します。

自助、互助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ <ul style="list-style-type: none">・ 外出等、行動をしようとする意思・ 地域へ支援を求める意思の表明
互助・共助：地域・関係団体	→ <ul style="list-style-type: none">・ まちなかや日常・非常時に支えあう意識の醸成・ 見守り、避難支援等への参加・協力
公助：行政（市・関係機関）	→ <ul style="list-style-type: none">・ 要援護者・支援者の把握・ 関係機関や地域団体との連携・ 支援体制の継続的な運用（情報共有等）

施策展開の方向

- 【総合計画における関連施策】
- ・ 1-4-4 社会進出の支援
 - ・ 3-1-3 災害救急救助体制の充実

(1) 外出しやすい福祉のまちづくり

1-4-1：外出支援の整備

- 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律などの関係法令等に基づき、障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもと、外出支援サービスをはじめ、道路交通環境の整備に努めます。

1-4-2：公共施設・公共交通機関のバリアフリー化の推進

- 障がいのある人が公共施設や公共交通機関を円滑に利用できるよう、長崎県福祉のまちづくり条例や関係表彰等の周知を行うなど、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
- 市内公共施設のオストメイト対応トイレの設置状況等の情報を広報紙やウェブサイト等で発信するなど、障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。

(2) 防犯・防災対策の推進

1-4-3：防犯対策の充実

- 高齢者、障がい者等が犯罪被害に遭うことのないよう、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を図ります。

1-4-4：防災体制の充実

- 「災害時要援護者避難支援計画」に基づく個別計画について、引き続き、市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政区長等と連携を図り、避難行動要支援者新規対象者及び個別避難計画未作成者の計画を作成します。
- 個別避難計画の内容の変更があった場合には、避難行動要支援者の申出を受けながら、現状に沿った個別避難計画を作成するなど、適切な避難誘導ができる支援体制の確立に努めます。

1-4-5：防犯・防災の啓発

- 障がいのある人の防犯・防災意識を高めるため、引き続き防災行政無線個別受信機の整備やホームページ並びに NBC データ放送による情報提供に加え、文字表示戸別受信機を整備するなど、障がい特性に配慮した防災情報等の発信及び災害ハザードマップの更新に努めます。

1-4-6：福祉避難所の充実

- 災害時にスムーズな受入れや対応ができるように、各福祉避難所との連携の強化を図ります。また、要配慮者が優先的に利用できるよう、福祉避難所についての周知・啓発を図ります。



基本的方向2 自分らしい生き方を選択し、成長、挑戦できる



施策を取り巻く環境

[現況と課題]

◎ 教育・保育・療育

障がい者の権利に関する条約第 24 条によれば、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶインクルーシブ教育が求められおり、これからの教育・療育環境では、障がいのある子どもが排除されず、地域全体で教育の機会を提供し、個々に必要な配慮を行うことが必要です。

本市では、令和 7 年 4 月開校予定の県立鶴南特別支援学校小中学部西彼杵分教室を含む市内の教育・保育の場において、インクルーシブ教育システムの理念を実践し、すべての子どもたちが共に学び、個別の指導を受けられるように努める必要があります。

そのほか、発達に不安を抱える子どもが全国的に増加傾向にある中で、本市においても対象者となる子どもが増加しています。そのため、一人ひとり異なる発達の課題にきめ細かく対応できる教育・療育環境はもちろんのこと、保護者の不安の解消にもあわせて取り組んでいく必要があります。

図表 特別支援学級数・児童数（令和 5 年 5 月 1 日現在）

（単位：校・学級・人）

	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
小学校						
特別支援学級を設置する学校数	9	10	10	10	9	9
特別支援学級数	15	17	20	19	17	16
特別支援学級児童数	42	44	51	46	53	54
通常学級での障がい児対応可能学校数	4	5	5	5	5	5
中学校						
特別支援学級を設置する学校数	3	4	4	4	4	4
学級数	5	7	8	8	8	7
生徒数	13	15	20	21	21	26
通常学級での障がい児対応可能学校数	1	1	1	1	1	1

資料：長崎県

◎ 雇用・就労

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、安定した生活を送るために、また社会の一員として社会参加し、生きがいを持って生活を送る面からも極めて重要であり、福祉的就労から一般就労への移行促進を目指していくことも引き続き重要となっています。

今後は雇用分野における障がい者差別の禁止や、事業者の合理的配慮、法定雇用率の改正等、障がい者雇用や職場環境整備に関する制度について引き続き啓発を行い、障がいがあってもその特性や能力を生かして社会に参画していくことができるよう、雇用機会の提供と創出に努めていく必要があります。

また、令和6年度から新設される就労選択支援において、サービス提供事業所や関係機関、受入企業等と連携を図りながら、働き方を選択、希望や能力に合う仕事探しを支援するとともに、一人ひとりの能力に応じた就労の促進、定着に向けて、就労可能な職種の開発や円滑に就労につなげるための体制、就労に関する相談支援体制の強化等が求められます。

図表 ハローワーク管内 年度別新規求職・就職状況

(単位：人)

	合計		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		その他	
	新規 申込	就職 件数								
平成30年度(2018)	49	24	19	6	13	10	17	8	0	0
令和元年度(2019)	57	31	11	7	14	11	24	11	8	2
令和2年度(2020)	47	27	18	8	16	15	9	2	4	2
令和3年度(2021)	60	26	19	4	15	7	20	14	6	1
令和4年度(2022)	36	15	12	0	6	4	15	9	3	2

※ 緊急雇用、短期雇用等を含む。 資料：ハローワーク西海（長崎公共職業安定所 西海出張所）

◎ 芸術・文化・スポーツ活動等への参加

障がいの有無に関わらず、芸術・文化・スポーツ活動、社会活動等、共に社会参加できる機会を促進できるよう、障がいのある人が社会参加を行う際の阻害要因を整理し、誰もが参加しやすい環境を整備する必要があります。

また、「地域共生社会」の実現のために、東京2020パラリンピック競技大会において高まった障がい者への理解と関心を継承し、すべての市民が生涯を通じて学ぶことのできる場として文化芸術活動やスポーツ活動への支援を行い、多くの人が交流できる場の創出に努める必要があります。

2-1：こどもたちの成長を支える、保育・教育、発達支援の充実

実施方針

- 母子保健活動等によるきめ細かな支援、保育・教育環境の充実を図るなど、こどもたちの健全な成長を支援するため、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援につなげます。
- 障がいにより学習の機会や選択肢が限定されることなく、障がい特性や発達段階に応じた学びの機会を得ることができるよう支援します。
- 令和7年4月開校予定の県立鶴南特別支援学校小中学部西彼杵分教室の円滑な学校運営、通学、放課後の居場所づくり等に向けて検討を進めます。

自助、互助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・学ぼうという意欲（可能性を広げる努力）
互助・共助：地域・関係団体	→ ・共に学ぶ環境（障がいへの理解） ・生活・進路に対する適切な指導
公助：行政（市・関係機関）	→ ・健全育成に向けた支援

施策展開の方向

【総合計画における関連施策】	・1-1-1 地域社会全体で支えあう子育て支援サービスの充実 ・1-1-2 保育サービスの充実 ・1-1-3 こどもを守る対策の促進 ・1-5-1 能力や個性を伸ばす教育の推進 ・1-8-1 安心して学べる教育環境の実現
----------------	--

(1) 切れ目のないこどもの成長支援

2-1-1：子育て支援の充実

- 新たに子ども・子育て支援計画等を策定し、安心して子どもを生み育てられ、安心して暮らすことのできるよう、妊娠期の面談や相談、乳幼児の相談対応がいつでもできる伴走型支援体制を中心に、市民、家庭、行政、民間が一体となって保健・福祉・医療に切れ目のない子育て支援の充実に努めます。
- 西海市障がい者等自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」とします。）及びこども発達支援部会を開催するとともに、子育て支援センターや保育所等及び児童発達支援事業所等の療育機関との連携によって、障がいのある子どもの保育所や放課後児童クラブ等での受入れ・支援体制の充実に努めます。

(2) 療育・発達支援体制の充実

2-1-2：障がい児の早期発見・療育支援体制の充実

- 乳幼児健診等で「気になる」段階からの障がいの早期発見・療育につながるよう、母子保健事業を中心とした保健活動の充実に努めます。
- 乳幼児健診や相談などで発見された発達障がいなど、こころや身体に課題のある子ども、その保護者に対し適切な支援が提供できるよう、療育施設を中心に関係機関との連携による療育相談・支援体制の充実に努めます。
- 乳幼児健診及び5歳児健診の継続や健診等での情報を各保育施設等へ情報共有することで、子どもの成長・発達に関わる関係機関の連携を図ります。

2-1-3：相談体制の充実

- 障がい児の保護者が身近なところで様々な機会に相談が受けられるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- 障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な相談支援体制を構築し、関係課や相談支援事業所との連携を図りながら相談支援体制の構築に努めます。

2-1-4：発達障がいの方への支援

- 子どもの発達に不安を感じている保護者に寄り添い、地域で安心して子育てをできるように、LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥・多動性障がい）・高機能自閉症（知的障がいを伴わない自閉症）などの障がいについて、保護者等への情報及び適切な福祉サービスの提供に努めます。
- 相談事業所（陽だまり）を中心に情報共有を図りながら、本人とその家族を含めた一貫した相談支援体制を推進し、適切な福祉サービスの提供ができるよう努めます。
- 増加する発達障がいのある子どもや不安を感じている保護者等への支援ニーズを分析し、保育所等訪問支援や在宅児への訪問支援等、受け皿を広げていけるよう検討します。

(3) 特別支援教育の充実

2-1-5：学校教育における内容の充実

- 障がいのある子どもについての専門的な研修会を継続して実施し、教職員の正しい理解を深めるとともに、指導方法・指導内容・教材等の向上を図ることで、児童生徒一人ひとりの可能性の最大限の発揮につながるよう取り組みます。
- 障がいのある子どもの学校間の引き継ぎを確実に行っていくとともに、スクールソーシャルワーカー等を活用することで、適切な指導と必要な支援につなげます。
- 年少期からのインクルーシブ教育を推進し、障がいの有無に関わらず、様々な学びや遊び等の機会を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるよう将来の可能性を育む教育を推進します。

2-1-6：進路指導の充実

- 障がいのある子どもの有する可能性を生かし、自立と社会参画が進められるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、関係機関と連携を図り多様な進路の確保に努めます。
- 教育、福祉の連携により、特別支援教育や療育支援等に対する保護者や市民の理解啓発を図り、適切な進路につなげるように努めます。

2-1-7：福祉・教育・療育機関との連携

- 福祉・教育・療育機関との連携を強化し、就学相談や幼児教育相談の取組の周知の工夫と関係機関等との連携により、相談体制の充実に努めていきます。あわせて、就学に向けて、本人・保護者の希望、障がいの実態等に十分配慮したきめ細かな相談対応と観察記録に努め、効果的な環境や支援のあり方等に関する情報を小学校に適切に引き継いでいきます。

2-1-8：障がい児通所支援

- 自立支援協議会及びこども発達支援部会を開催するとともに、子育て支援センターや保育所等及び児童発達支援事業所等の療育機関との連携によって、障がいのある子どもの保育所や放課後児童クラブ等での受入れ・支援体制の充実に努めます。
- 療育を希望する方がスムーズに療育を受けることができるよう障がい児サービス事業所と情報共有や連携に努めます。

2-1-9：サービス提供事業所との連携の強化

- 学校卒業後、地域でスムーズに就労できるよう、就労系事業所（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援）、障がい者就労支援部会、支援学校等と連携し、定例会やセミナーを開催するなど、就労を支援します。

2-1-10：学校との連携の強化

- 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の教員が指導方法について共有、改善していくことで、円滑な接続を目指すなど、障がいのある子どもや保護者が安心して就学できるよう、保・幼・小連携による切れ目のない支援を行います。

障がい児支援体制の整備について

本市では、近年障がいや発達の気になる子どもが増加しており、放課後等児童デイサービスや児童発達支援等、障がい児通所支援事業所において、既存の支援体制では、子どもの成長に応じた十分な対応が困難な状況が生じています。

こうした障がいや発達の気になる子どもについては、必要な支援を身近な地域で受けることができるようにする必要がありますが、現状では、児童発達支援を中心に障がい特性に応じた専門的な支援を行う体制が不足しており、令和7年4月の県立鶴南特別支援学校小中学部西彼杵分教室の開校とあわせて、市内の「教育・保育・就学支援」、「発達支援・療育」、「子育て支援・地域支援」、「居場所づくり」が相互に連携し、子どもの成長に応じた切れ目のない支援となるよう障がい児支援体制の整備に取り組みます。

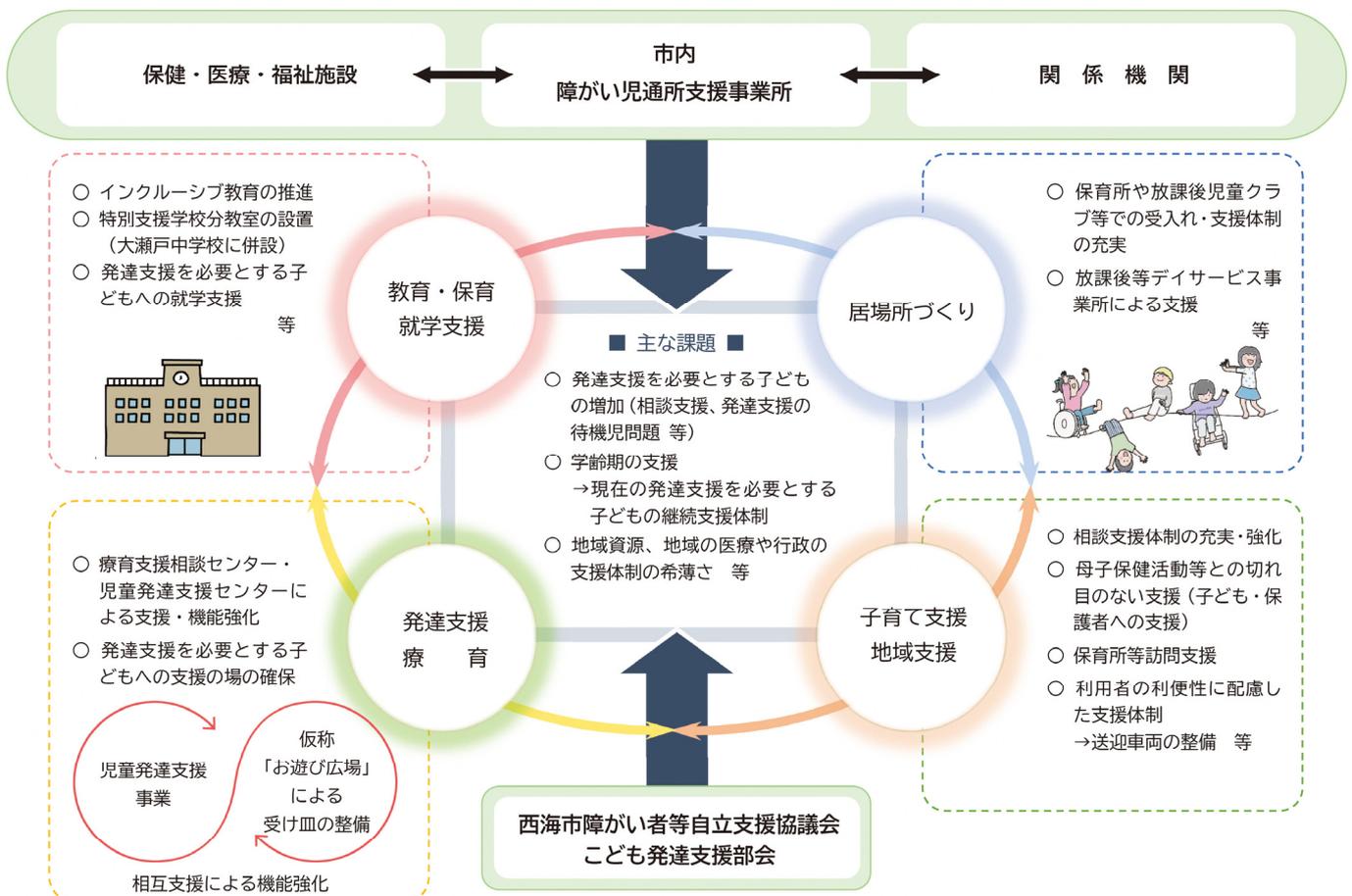
図表 (参考) 各健診時の要観察以上該当者数

(単位：人)

区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	H30～R4 平均
乳児健診時	76	55	39	56	61	57.4
1歳6か月児健診時	124	121	114	122	141	124.4
3歳6か月児健診時	159	175	148	153	136	154.2

※資料：健康ほけん課

図表 障がい児支援体制の整備イメージ



① 教育・保育・就学支援体制

教育・保育・就学支援体制では、障がいの有無に関わらず、すべての児童生徒が安心して生活し、学べる教室環境の整備を進めるほか、必要な指導・支援を受けられるよう様々な合理的配慮に努めます。

また、就学後の児童生徒の発達程度、適応の状況等をみながら、柔軟な転学ができるよう、県立鶴南特別支援学校小中学部西彼杵分教室の開校にあわせて、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実、地域支援による移動手段の確保等、切れ目のない支援に取り組みます。

② 発達支援・療育体制

発達支援・療育体制では、現在発達支援において待機者や支援の受け皿が不足している状況を踏まえ、(仮称)お遊び広場を整備し、児童発達支援事業による相互支援により、支援体制・機能の強化を図ります。

図表 西海市立大島児童発達支援館(よつば)の利用状況

(単位:人・延べ人数)

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
登録者数	5	323	114
月平均	5	26.9	28.5
利用者数	10	853	322
月平均	10	71.1	80.5
1日平均	—	3.5	4.2

③ 子育て支援・地域支援

子育て支援・地域支援においては、これまで健診時の要観察以上該当者が増加している現状から、子どもの成長発達を継続して支える保護者に寄り添い、早期に、かつ切れ目なく支援につながるよう、母子保健活動の充実を図るほか、保育所等訪問支援を通じて、保育所等へ通う子どもたちの成長や発達を支援します。

また、地域支援として発達支援への通いや就学後の通学等の移動支援を確保するなど、利用者の利便性に配慮し、必要な支援を身近な地域で受けることができるよう充実を図ります。

④ 居場所づくり

居場所づくりでは、保育所等や放課後児童クラブのほか、放課後等デイサービスによる受入れ体制の確保に継続して取り組み、支援の必要な子どもたちの地域の居場所の確保に努めます。

また、教育・保育の場と同様に障がいの有無に関わらず、学校外で学び育つ子どもたちが、安心して過ごせる地域の居場所となるよう取り組みます。

2-2：多様な働き方を後押しできる、雇用・就労への支援

実施方針

- 生活訓練を含む福祉的就労から一般就労まで、本人の意思に沿った就労ができるよう、事業主等への理解促進と働く場の拡大に向けて関係機関と連携した取組を推進します。
- 障がいがあっても働く機会や社会参加の機会を得ることができるよう、「福祉的就労」の確保等、多様な働き方につながる支援を行います。
- 社会参加の妨げとなる差別の禁止や必要な配慮が行われるよう働きかけるなど、雇用環境の向上や職場への定着に取り組みます。

自助、互助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・働こうという意欲
互助・共助：地域・関係団体	→ ・障がいへの理解、雇用促進
公助：行政（市・関係機関）	→ ・就労移行支援の提供体制の確保 ・障がい者雇用への働きかけ ・就労後も見守る体制づくり（相談支援）

施策展開の方向

【総合計画における関連施策】 ・1-4-4 社会進出の支援

(1) 多様な就労の場の確保と支援

2-2-1：就労支援のための体制づくり

- 一般企業・事業所への就労や福祉的就労などの支援を進めていくため、自立支援協議会及び障がい者就労支援部会を開催するとともに、関係機関と連携しながら、就労支援体制の確立に努めます。
- 障がい種別や意向に応じた雇用の場の確保による経済的自立を促進するため、社会訓練施設、福祉的就労施設、民間事業所等の連携による就労支援体制の構築を図ります。

2-2-2：職場定着と事業所の理解促進

- 障がいのある人の雇用促進と障がいのある人が働きやすい職場づくりを進めるため、住民や企業・団体等に対する普及・啓発活動を推進し、職場定着と事業所の理解促進に努めます。

2-2-3：相談支援、職業リハビリテーション体制の充実

- 障がいのある人の就職や職業能力の習得・向上、就職後の安定就労等を図るため、相談支援・情報提供体制、職業訓練などの支援体制づくりを進めます。
- 新たに雇用された方の就労継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業所等と関係機関との連携を強化し、支援体制づくりに努めます。

2-2-4：ICT（情報通信技術）の活用

- 障がい者の職域や雇用・就業形態の拡大を図り、高度情報化社会に対応した情報通基盤整備を推進するため、ICT（情報通信技術）の活用普及啓発を図っていきます。

2-2-5：就労の選択機会・支援の創出

- 就労を希望する障がい者が、本人の強みや課題、職場における合理的配慮に関する事項等を整理する機会を創出し、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の特性を踏まえた就労支援が受けやすい体制を整備します。

2-2-6：就労移行支援の実施

- 一人ひとりの障がいや希望に応じた就労につながるよう、サービス提供事業所とも連携を図りながら、自立支援協議会において、就労にかかる課題を検討・協議し、就労を通じた社会参加の機会の創出に努めます。

(2) 福祉的就労の場の充実

2-2-7：福祉的就労の場の充実

- 一般企業などで働くことの難しい障がいのある人が、身近な地域において就労の場を確保できるよう、引き続き福祉的就労の場の整備・充実を図るとともに、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような支援体制づくりに努めます。

2-2-8：福祉的就労の場の安定運営と機能強化

- 福祉的就労の場に通う障がいのある人がいきいきと働きながら収入が得られるよう、就労継続支援 A 型・B 型、地域活動支援センター等の安定運営と機能強化の充実を図ります。
- 事業所への報酬改定、各種助成制度について情報提供を行い、障がい福祉サービス事業所の運営安定化に寄与しています。

2-3：社会へ参加することが生きがいにつながる機会づくり

実施方針

- 障がいのある人の生活の質の向上に向けて、様々なイベントや生涯学習・スポーツ・芸術文化活動など、様々な活動へ参加する選択肢を増やし、より多くの交流や社会参加の機会を提供できるよう努めます。
- 外出やコミュニケーションへの支援等、参加につながる条件整備を進め、障がいの有無に関わらず、誰もが参加しやすいよう配慮された機会の創出に努めます。

自助、互助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・興味のある活動への積極的な参加
互助・共助：地域・関係団体	→ ・共に活動する意識（障がいへの理解）
公助：行政（市・関係機関）	→ ・活動参加への支援（情報提供・移動支援等）

施策展開の方向

- 【総合計画における関連施策】
- ・1-4-4 社会進出の支援
 - ・1-9-1 文化・芸術活動の推進
 - ・1-9-4 スポーツ環境の充実

(1) 移動支援の検討・外出支援の充実

2-3-1：移動支援の検討

- 社会参加目的などで外出する際に、介助を必要とする人が安心して外出できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の関係法令等に基づき、関係機関との連携・協力のもと、外出支援サービスをはじめ、障がいのある人にとって安全で利用しやすい道路交通環境の整備に努めます。

2-3-2：外出支援の充実

- サービス提供事業所と連携を図りながら、各種の外出支援サービスの充実を図ります。
- ガイドヘルパー派遣の利用に際しては、介護給付による個別給付の同行援護や通院介助、地域生活支援事業による移動支援事業など、目的に応じて利用しやすい体制を検討するなど、事業間で隙間のないサービスを提供します。
- 自動車運転免許取得助成事業や自動車改造助成事業により、外出をはじめ、社会参加や就労を支援します。

(2) スポーツ・文化活動等の振興

2-3-3：スポーツ・文化活動等の振興

- スポーツや文化活動を通してさらなる社会への参加ができるよう、障がい者スポーツ大会や文化活動の情報を広く周知し、関係機関との情報共有や支援体制の整備に取り組めます。
- 障がいの有無に関わらず参加できるスポーツや文化活動について検討し、障がいのある人と障がいのない人の交流につながるよう、関係機関等との連携により、活動の育成・支援を図ります。

2-3-4：公共施設のバリアフリー化の推進

- 障がいのある人が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、市民のニーズを確認しながら優先順位を決め、バリアフリー化に配慮した施設・設備の整備に努めます。



基本的方向3 安心して、自分らしく暮らせる



施策を取り巻く環境

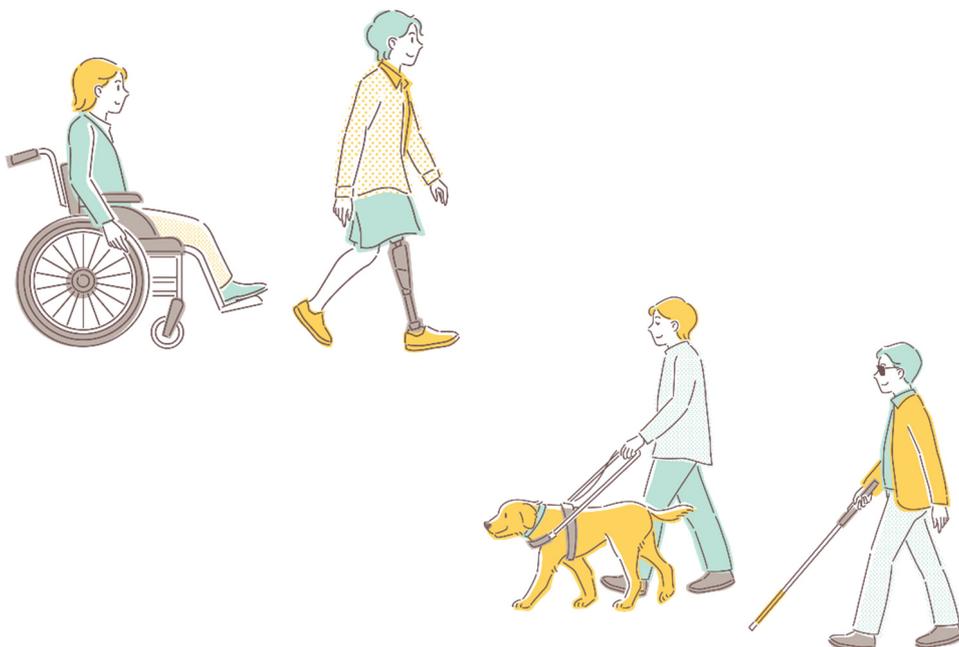
[現況と課題]

今後地域の人口減少が進み、核家族化や介助者の高齢化、あるいは障がいのある人自身の高齢化や障がいの重度化などが進行していくことが見込まれる中で、障がいのある人や家族にとって、住み慣れた地域の中で安心して可能な限り自立した暮らしを継続していくためには、必要な支援を主体的に選択できるサービスの質と量を確保する必要があります。

加えて、医療やリハビリテーションによる障がいの重度化の緩和や生活習慣病の予防なども、心身の健康を維持するうえで今後ますます重要であり、ライフステージに応じた健康づくりとともに、医療機関との連携を図り、適切な医療を受けられる環境が重要となります。

また、医療的ケア児への対応のほか、心身の発達に偏りや心配のある子どもについての相談も増加していることから、成長過程に応じた相談支援体制やきめ細かな療育支援などについて検討する必要があります。

そのほか、障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、障がい特性に応じた住まいや地域生活を支える見守り、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用等、ソフト・ハードの両面から障がい者が安心して生活できる福祉のまちづくりが求められます。



3-1：希望する情報につながる、情報提供・コミュニケーション支援

実施方針

- 障がいの有無に関わらず、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上につながるよう、障がいに配慮した情報提供を行うとともに、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。
- 必要な生活支援が適切に受けられるよう、支援やサービスの内容等について周知を図り、安心して利用できる環境づくりを進めます。

自助、互助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・情報について知ろうとする意欲
互助・共助：地域・関係団体	→ ・身近な生活相談や情報提供への協力
公助：行政（市・関係機関）	→ ・広くいきわたる情報提供手段や機会の確保

施策展開の方向

【総合計画における関連施策】 ・1-4-1 個人の尊厳を大切にし、みんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発

(1) 障がいに配慮した情報の発信

3-1-1：障がいに配慮した情報の発信

- 視覚障がい、聴覚障がい等に対して、点訳・朗読・手話等各種奉仕員の養成、派遣、手話通訳者の配置等、障がい特性等を踏まえ、その人に合った手段、方法で情報を発信し、その活用により社会参加の場を広げる取組を進めます。
- デジタル技術を活用した情報発信の導入や社会環境の変化に応じて適切な情報提供の手段を検討するなど、効果的な情報機器の活用を図るとともに、情報を受け取りやすくするため、機器の利用等に配慮します。
- デジタル技術を利用できる人とそうでない人との間に情報格差が生じないように配慮し、「誰一人取り残さない」、「人にやさしいデジタル化」を推進します。

(2) 円滑なコミュニケーションの支援

3-1-2：コミュニケーション支援の推進

- 手話通訳者や要約筆記者の派遣を継続して実施するほか、視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語機能障がいなど、それぞれの障がいに応じた円滑なコミュニケーションにつながるよう、必要な人材の育成・確保に取り組みます。

3-2：心身の相談を受けられる、保健・医療・リハビリテーション体制の充実

実施方針

- 保健・医療・福祉の連携のもと、病気や障がい、介護に対する正しい知識や日常生活における健康増進や予防についての正しい知識を普及・啓発することにより、障がいや疾病の早期発見・早期対応・早期治療へとつなげます。
- 精神保健施策の一層の推進に努め、「こころの健康」を支える社会づくりを目指します。
- 医療的ケアが必要な障がいのある人が、適切な医療を受けられるよう医療機関等への理解や協力を働きかけていきます。

自助、互助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・健診等を定期的を受診 ・必要な医療を受ける
互助・共助：地域・関係団体	→ ・緊急時の支えあい
公助：行政（市・関係機関）	→ ・受診しやすい保健サービスの提供 ・継続的な支援体制医療に対する負担軽減 ・通院への支援検討（同行・コミュニケーション等）

施策展開の方向

- | | |
|----------------|--|
| 【総合計画における関連施策】 | ・1-2-1 健康づくりの推進
・1-2-2 健康診断の充実
・1-2-3 母子保健サービスの充実
・3-2-4 持続可能な医療提供体制の整備 |
|----------------|--|

(1) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

3-2-1：健康づくりの推進

- 各種健診、保健指導、相談事業など保健事業の充実により、市民のこころと身体
の健康づくりの充実を図ります。
- 新たに策定する「第三次健康さいかい21」計画との連携により、障がいのある
人の健康づくりの推進を図り、重症化予防に努めます。
- 障がいのある人が抱える個々の健康問題の解決に向け、自身の健康状態や生活習
慣に関する各種の相談や適切な指導が受けられるよう継続して実施します。

3-2-2：地域における医療機関との連携の充実

- 障がいのある人が地域で必要な医療を必要なときに受けることができるよう、関係機関や医療機関（一般、精神）の連携強化に努めます。
- 保健・医療・福祉関係者が情報共有や連携を行う地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- ホームページ等で継続的に周知を図っていきます。多くの市民が長崎市や佐世保市に受診されている状況のため、今後も市内や市外の医療機関や関係機関との連携に努めます。

3-2-3：地域リハビリテーション体制の整備

- 住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるよう、地域リハビリテーション相談事業等の情報提供を行うなど、関係機関と連携し、障がいのある人が適切な医療やリハビリテーションを受けたり、障がいの早期発見、早期治療につながるよう支援します。

3-2-4：高齢化・重度化なども踏まえた医療と福祉の連携

- 障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、支援している家族の高齢化に対応するため、通院手段の確保や在宅医療連携、医療と障がい福祉サービス提供事業所との連携を高めるなど、医療依存度の高い方も地域での生活を継続できるよう、支援のあり方を検討します。
- 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業において、地域リハビリテーション活動支援事業を継続し、地域での自立した生活を支えていくため、関係機関との連携に努めます。

3-2-5：医療的ケア児への対応

- 医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、本市における支援の必要な対象を把握するとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携のもと、切れ目なく行えるよう支援体制を検討します。
- 障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、支援している家族の高齢化に対応するため、医療と障がい福祉サービス提供事業所との連携を高めるなど、医療依存度の高い方も地域での生活を継続できるよう、支援のあり方を検討します。

3-2-6：自立支援医療等による医療費の軽減

- 自立支援医療、心身障がい者（児）医療費助成により、医療を必要とする障がい者の経済的な負担軽減を図ります。

(2) こころの健康づくり

3-2-7：こころの健康づくりの推進

- こころの健康に対する市民の関心を高め、精神疾患の早期発見・早期対応が可能となるよう、関係部署が連携を図り、講演会の開催等、こころの健康に対する市民の関心が高まる取組について検討を行います。

3-2-8：相談、カウンセリングの提供

- 学校、職域及び地域におけるこころの健康に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実のため、関係機関との連携強化を図ります。
- 児童生徒に対しては、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用、連携強化を進めていくよう、各学校に働きかけていきます。

3-2-9：精神保健の充実

- 精神障がいのある人等が地域で安心して暮らせるよう支援の充実を図るとともに、高齢化等によって生じる多問題に対し、多分野が連携して支援できるよう包括的な支援体制づくりに取り組みます。
- うつ病などのこころの病についての正しい理解や適切なストレス対処方法について継続的に普及啓発を図るほか、相談体制等について関係課と連携するなど、精神保健の充実に努めます。

3-2-10：児童思春期におけるこころのケアの充実

- 不登校の児童生徒数が増加している状況から、これまで以上に、未然防止や初期対応のあり方について、教職員全体で認識を深める必要があります。そのため、今後も、研修会への積極的な参加を促すとともに、研修内容の充実を図ることにより、専門的知識の習得と理解につなげ、相談体制の一層の充実を目指していきます。
- 児童福祉司任用研修などの専門研修を受講する機会を確保し、相談員等の資質の向上に努めます。



3-3：地域で暮らし続けられるサービス提供基盤の整備、質の確保

実施方針

- 現在提供しているサービスを必要な人に確実に提供できるよう、様々な機会を活用して周知を図るとともに、障がいの特性に応じて広く情報提供し、サービスの利用促進を図ります。
- 障がい福祉サービス、障がい児通所支援、地域生活支援事業については、サービス提供事業所と連携し、提供基盤の充実、確保に努めます。
- 親亡き後を見据え、地域移行を施設から地域へ生活の場を移すことだけでなく、希望する場で暮らし続けられるよう支援します。

自助、互助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・ サービスや支援の理解、必要に応じた利用
互助・共助：地域・関係団体	→ ・ 障がいのある人の活動支援
公助：行政（市・関係機関）	→ ・ サービスや支援についての周知・相談 ・ 安定した生活支援の供給

施策展開の方向

【総合計画における関連施策】 ・ 1-4-3 日常生活の支援

(1) 障がい福祉サービス等の円滑な実施

3-3-1：制度に関する情報提供

- 制度の円滑な実施を継続的に図るとともに、ホームページなどでの情報発信や障がい福祉案内パンフレット、展示による案内などでの周知に加え、AI技術によるチャット GPT の活用も視野に入れ、よりわかりやすい情報提供に努めます。

3-3-2：制度の適正な運用

- 市内障がいサービス事業所との連携を図りながら、障がいのある人が、自らの人生や生き方を選び、地域において自立し、安心した生活を送ることができるよう、制度の適正な運用に努めます。
- 今後も制度改正が見込まれることから、情報の正確な把握に努め、関係部署・関係機関の間での情報共有、連携強化を図ります。

(2) 生活支援サービスの提供

3-3-3：入所施設等から地域生活への移行の推進

- 入所施設等から地域生活への移行に向けた取組を継続的に行うよう、自立支援協議会及び障がい者地域移行・地域定着支援部会を開催するとともに、関係機関との連携を図りつつ、地域移行支援や地域定着支援の推進に加え、受入れの環境づくりに努めます。
- 受入れの環境づくりを進めるうえでは、関係機関・団体・事業者や保護者を含む関係者及び市民の共通理解が必要であることから、その意識啓発にも努めます。
- 障がい者地域移行・地域定着部会を定期的に開催し、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて協議を行います。

3-3-4：在宅生活の支援

- 障がいのある人を取り巻く状況や動向を踏まえながら、多様な利用意向に対応し、利用者自らが主体的にサービスを選択できるような各種の生活支援サービスが提供できるよう、障がいのある人及び介護者等へ適切な支援につなぐ相談支援に努めます。

3-3-5：生活の場の確保

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や共同生活援助（グループホーム）のニーズに応じた生活の場の確保に努めます。
- 生活の場としての施設入所やの共同生活援助（グループホーム）等の確保とあわせて利用者一人ひとりの人権の尊重と生活の質の向上に配慮しながら、必要な住まい環境の改善に努めます。

3-3-6：地域生活支援拠点等の整備・機能強化

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、総合的な相談支援体制を構築するとともに、地域生活支援拠点等の整備に向けて取り組みます。
- 地域生活支援拠点等の機能を定期的に検証し、相談支援専門員や市内外の事業所間のネットワークによる機能強化に取り組み、生涯を見据えた支援環境を整備します。

3-3-7：日中活動の場の充実

- 障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族等の負担を軽減するため、県やサービス事業所など関係機関との連携・調整を図りながら、今後も日中活動の場となる通所型事業の利用促進、充実に努めます。

3-3-8：日中一時支援の促進

- 日中の一時預かりのニーズに対応するため、地域生活支援事業の日中一時支援の利用を今後も継続して促進し、さらなる充実に努めます。

3-3-9：補装具や日常生活用具の充実

- 補装具や日常生活用具等の給付を今後も継続的に行い、日常生活の利便性の向上を図るとともに、事業の利用促進・充実に努めます。

3-3-10：各種助成制度・減免制度の周知

- 障がい者（児）の医療費助成制度や各種減免制度を適切に利用できるよう、広報紙等に掲載し、支援が必要な方につながるよう情報提供の充実に図ります。

3-3-11：支援を支える人材育成

- サービス提供事業所職員の知識や技術、能力の向上を図るため、養成研修講座を実施し、今後もホームヘルパーなどの福祉を支える人材育成の支援に取り組みます。

3-3-12：福祉施設間の総合的な連携強化

- 自立支援協議会及び各専門部会等において、情報共有等、関係事業所等の連携を図り、各種サービスの充実に図ります。
- 引き続き求められるサービスの需要を踏まえながら、持続可能な事業所運営につながるようサービス提供基盤について検討し、確保に取り組みます。

3-3-13：地域活動支援センターの整備

- 社会との交流・創作活動・レクリエーションなどの日中活動の場を充実させることを目的として、広報紙やウェブサイトにて施設の周知を図り、地域活動支援センターの整備のさらなる利用促進を図ります。

(3) 難病患者への支援

3-3-14：難病患者への支援

- 県をはじめとする関係機関と連携を図りながら難病患者の状況とニーズを把握し、支援環境の整備を図ります。

3-3-15：難病患者への相談支援の充実

- 難病患者やその家族、県、関係機関と連携を図りながら生活支援に関する相談支援の充実に努めます。

基本的方向4 一人ひとりの生涯に寄り添い、支援の輪を育む



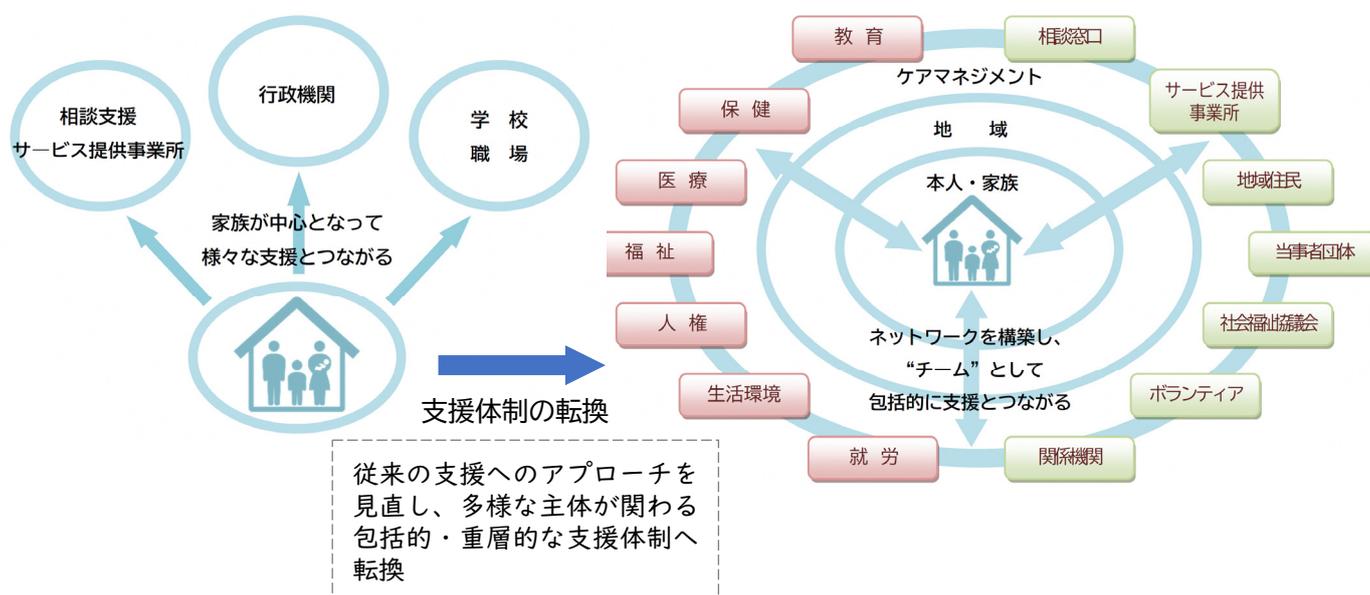
施策を取り巻く環境

[現況と課題]

障がい福祉施策は、多くの分野にまたがり、ニーズも様々であるため、親亡き後を含めて必要なときに支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい暮らしや社会参加を実現するうえで特に大切な基盤となります。なかでも相談支援は、障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族に対する窓口機能、保健・医療・福祉その他各般にわたる支援の調整、専門的な機関への紹介等、果たす役割も重要になっています。

特に近年は、障がいのある人本人だけでなく、介助や支援に対する心身の負担などにより、複雑化、複合化した困りごとを抱えている場合も多いため、従来のような本人・家族を起点に支援につながるのではなく、一人ひとりの年齢や障がいの状況に応じて、本人やその家族に寄り添い、多職種連携による“チーム”として、適切な支援を途切れなく継続的に受けることができる体制の整備が求められます。

図表 ネットワーク・多職種連携による支援体制への転換イメージ



また、地域共生社会を目指すためには、障がいの程度や状態に関わらず、すべての人の権利や尊厳が守られる必要があります。そのため、当事者目線を大切にし、行政サービスにおける合理的配慮や成年後見制度の利用促進など、可能な限り障がいのある人の意思決定を支援できるよう取り組む必要があります。

4-1：重層的な支えあい、切れ目のない相談支援体制の整備・充実

実施方針

- 相談支援については、相談支援事業所と連携して取り組むほか、本人や家族の抱える様々な生活課題に対し、包括的な支援につながるよう、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。
- 複合化・複雑化した相談に対しては、それぞれの相談窓口が包括的に相談を受け止め、その内容を分類し、支援可能な部署や支援機関へつなぎ、さらに各相談窓口、機関等が連携していく重層的な支援体制の構築に向けて取り組みます。

自助、互助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・困りごとを抱えず、誰かに相談する意思
互助・共助：地域・関係団体	→ ・困りごとを市や相談事業所等の窓口につなぐ
公助：行政（市・関係機関）	→ ・相談しやすい環境、迅速な対応 ・各相談窓口間での相談内容や生活課題の共有

施策展開の方向

- | | |
|----------------|--|
| 【総合計画における関連施策】 | ・1-4-2 相談支援体制の充実
・1-4-3 日常生活の支援
・3-2-2 地域包括ケアシステムの深化 |
|----------------|--|

(1) 相談支援体制づくり

4-1-1：西海市障がい者等自立支援協議会による相談支援環境の整備

- 地域における相談支援環境の充実を図るために、その推進の中核となる自立支援協議会及び相談支援・権利擁護部会を開催し、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所、医療医機関との連携体制を整え、地域生活への移行や障がい者福祉の諸課題について検討・調整を行います。

4-1-2：相談事業の充実・機能強化

- 高度・複雑化する相談内容への対応、地域生活への移行促進のため、適切なケアマネジメントと相談支援の充実が図られるよう、自立支援協議会をはじめ、施設やサービス提供事業所等との連携を図るほか、当事者や世帯の抱える生活課題等、複合的な相談内容に応じながら、庁内をはじめ、関係機関とも連携し、横断的に支援を構築します。

4-1-3：サービス利用に結びついていない人への支援

- 手帳を所持しているか否かに関わらず、支援を必要とする人が、相談支援や必要なサービスの利用につながるよう、各種相談窓口の役割や機能について周知に努めるとともに、分野を横断する課題についても各窓口の連携によって、支援を必要とする人への支援につながる情報提供や相談体制づくりに努めます。

(2) 総合的な支援ネットワークの構築

4-1-4：支援ネットワークづくりの推進

- 自立支援協議会及び各専門部会等を活用し、福祉施設間、保健・医療・福祉・教育・雇用など広範囲にわたる庁内関係各課及び関係機関とのネットワーク構築に取り組み、地域での生活課題への対応や支援につなげていきます。
- 自治会や老人クラブなどの様々な既存組織のネットワークづくりを推進するとともに、社会福祉協議会を核とした多様な市民ボランティア活動、NPO 活動のネットワーク化についても推進を図ります。

4-1-5：総合的なケアマネジメント機能の確立

- 定期的に自立支援協議会を開催し、計画の評価のみではなく、個別のケース会議や困難事例などの検討だけでなく、総合的なケアマネジメントを行う組織として体制を構築します。

重層的支援体制の整備について

重層的支援体制整備事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような暮らしの困りごとに対応するため、「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築する重層的なセーフティネットであり、その支援対象者は福祉、介護、保健、医療、住まい、就労、教育及び地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆる課題を抱えるすべての市民です。

本市では、本計画期間において本事業の実施体制を構築し、市全体で「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、市民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支えあい、いきいきと暮らすことができる仕組みを構築します。

① 属性を問わない相談支援

市の相談窓口をはじめ、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず、困りごとを「たらい回し」にしないよう、包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、支援関係機関との連絡・調整を行います。

相談体制としては、従来の分野ごとの主体（相談窓口）を維持しつつ、複合的な課題を抱えた方々の相談を各々受け止め、必要に応じて適切な相談支援機関につなぐほか、庁内及び地域包括ケア会議、自立支援協議会等を活用し、多職種連携による課題解決に取り組めます。

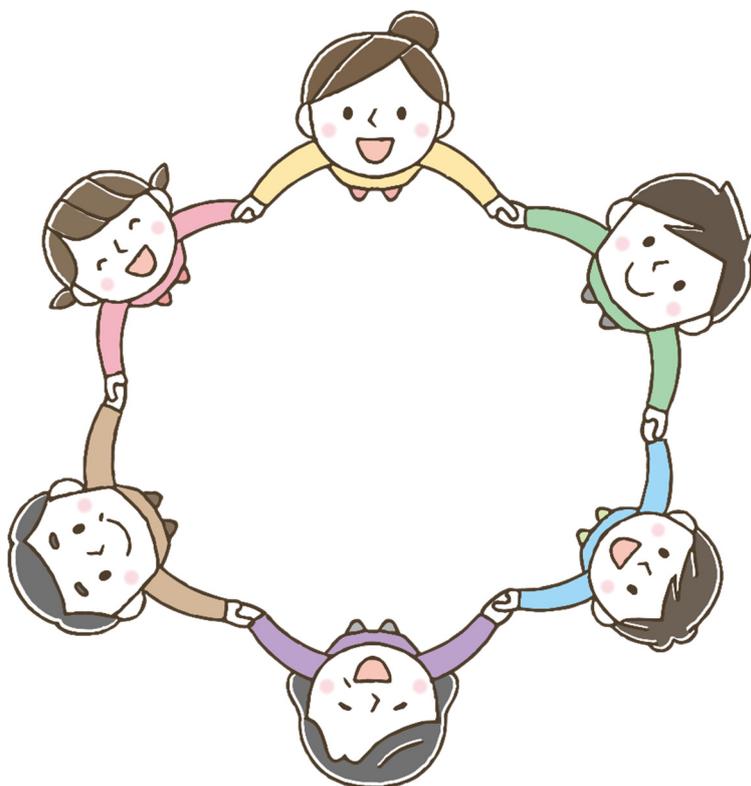
また、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える方や、狭間のニーズを抱える方が相談窓口につながるよう、相談窓口の周知を図ります。

② 参加支援

声かけや見守りによる対象者の発見とともに、既存の交流、社会参加に向けた事業や自治センター等を拠点としたサロン活動、イベント等を通じて居場所づくりを行い、個別課題の把握や必要な支援につなぎます。

③ 地域づくりに向けた支援

本計画における既存の地域づくりに関する事業の取組を生かし、多様な交流、居場所づくりを通じて、個別課題の把握や必要な支援につなぎます。



4-2：行政サービス等におけるよりよい対応（合理的配慮）の実践

実施方針

- 障がいのある人が情報にアクセスしやすい環境を整備するほか、わかりやすい情報発信に努めます。
- 様々な行政手続きに携わる職員に対して、障がい者に関する理解を促進することにより、障がいのある人にとって利用しやすい行政手続きの簡素化や窓口の一本化に努めます。
- 市が実施する行事やイベント、投票・投票所における取組について周知し、参加、利用しやすい配慮に努めます。

自助、互助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・必要な情報や行政サービス等の利用
互助・共助：地域・関係団体	→ ・障がい特性に応じた配慮
公助：行政（市・関係機関）	→ ・障がい特性に応じた配慮

施策展開の方向

【総合計画における関連施策】 ・1-4-1 個人の尊厳を大切にし、みんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発

(1) 行政サービス等における配慮

4-2-1：行政サービス等における配慮

- 様々な行政手続きに携わる職員に対し、継続して障がい者に関する理解を促進するとともに、関係部署との連携体制を整え、障がいのある人にとって利用しやすい行政手続きの簡素化や窓口の一本化に努めます。

4-2-2：情報提供における配慮

- 行政情報の提供にあたっては、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、円滑にサービス利用につながるよう配慮します。
- 情報の発信にあたっては、障がいの特性や生活実態に応じて適切な情報媒体を選択し、提供に努めます。

(2) 選挙における配慮

4-2-3：投票環境の整備

- 移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票環境の向上に向けた取組を推進し、障がいのある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。
- 入口の段差が解消できていない簡易スロープの設置を優先的に進め、投票環境の底上げを図ります。

4-2-4：投票機会の確保

- 不在者投票の適切な実施により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。
- 今後も早期通知に努め、投票機会の確保に努めます。



4-3：権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

実施方針

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、中核機関の整備・運営を行い、関係機関等による連携体制の強化を図ります。

自助、互助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・制度に対する理解を深める
互助・共助：地域・関係団体	→ ・市民後見人等への参加
公助：行政（市・関係機関）	→ ・人権や制度に関する情報提供 ・相談・支援体制の充実

施策展開の方向

【総合計画における関連施策】	・1-3-2 地域で支えあう仕組みづくり ・1-4-1 個人の尊厳を大切に、みんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発 ・3-2-2 地域包括ケアシステムの深化
----------------	---

（1）権利擁護の推進

4-3-1：権利擁護の推進

- 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等の権利と財産を守るために、本人、家族、住民、関係機関に対する広報や相談支援を通じて、自己選択や決定を保障する意義を周知することにより成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及、適切な利用の促進を図ります。
- 障がいのある人の権利擁護に関する市における体制づくりを継続的に推進するとともに、自立支援協議会及び相談支援・権利擁護部会を開催し、関係機関との連携強化を図ります。
- 高齢者の人権、財産等を守るために認知症地域支援体制構築等推進協議会を開催し、地域・関係機関とさらに連携しながら、高齢者の支援体制の構築に努めます。

区 分	内 容	
成年後見制度	(1)法定後見 (判断能力が衰えた後)	①後見：常に判断能力がない（民法7条） ②保佐：判断能力が著しく不十分（民法11条） ③補助：判断能力が不十分（民法15条）
	(2)任意後見 (判断能力が衰える前に、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度）	
日常生活自立支援事業	福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う事業	

4-3-2：成年後見制度の充実

- 広報紙、パンフレット、ホームページ等の媒体を活用し、制度の周知に努めます。また、社会福祉協議会と連携し、個別ケースで必要な方への案内やフォローの方法を検討します。
- 成年後見制度の研修会への参加または研修会の実施について検討し、西海市成年後見制度利用支援事業実施要綱に定める事業を実施します。また、相談支援・権利擁護部会での研修会を実施します。

成年後見制度利用促進計画

本施策における取組を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、次のとおり取組を推進することで、権利を擁護するために支援が必要な人に対して、その意思決定を支援することにより、本人の自発的意思が尊重され、本人の権利が担保される地域づくりを目指します。

① 成年後見制度等の普及啓発・理解促進（広報業務）

認知症や障がい等により、判断能力が衰えた方や将来の判断能力の低下に不安を感じる方が地域で安心して自立した生活が送れるよう、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度、金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業について、支援を必要とする市民が円滑に利用につながるよう普及・啓発に取り組みます。

また、必要なときに必要な制度を選択できるよう、判断能力が衰える前から利用に備える意識づくりに努めます。

② 中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築

中核機関となる権利擁護センターを設置し、関係団体間のネットワークの構築、連携強化を図り、本人支援体制を整備します。

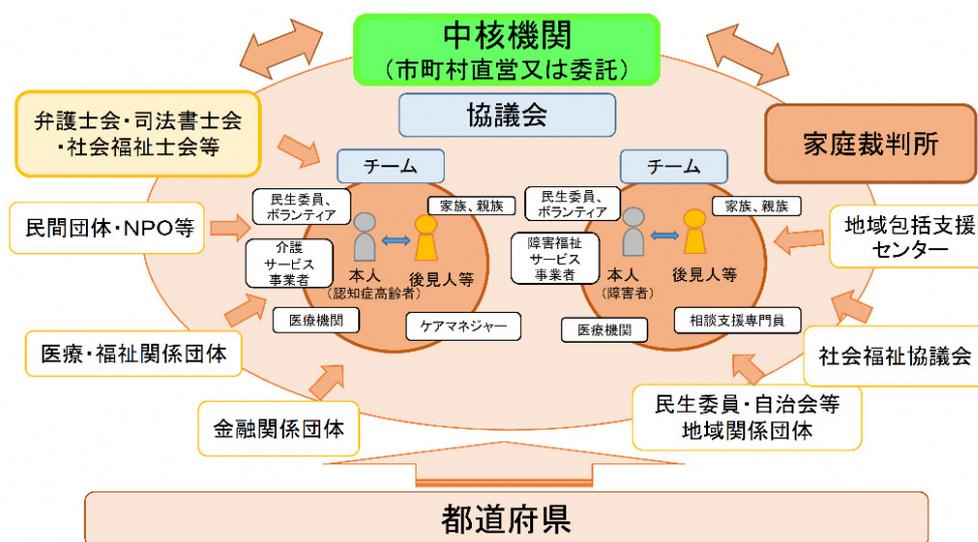
中核機関では、主に次の業務に取り組みます。

図表 中核機関における業務内容

内容	具体的な取組
広報業務	<ul style="list-style-type: none"> ・制度パンフレット、リーフレットを作成します。 ・市民や関係機関の専門職等に対して出前講座の開催や勉強会を実施します。
相談業務	<ul style="list-style-type: none"> ・各相談窓口を1次相談窓口、権利擁護センターを2次相談窓口とし、初期相談から終結までを円滑に支援する体制を構築します。 ・検討・専門的判断会議を開催し、個別ケースへの支援内容の検討を実施します。
利用促進業務	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度申立てにかかる書類作成の支援を行います。 ・市民後見人の育成・活用を行います。
後見人支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本人と後見人が孤立せず、支える「チーム」を構築し、チーム員会議を実施します。
不正防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・随時の報告体制を含めた家庭裁判所との連携構築を目指し、不正行為の未然防止に努めます。 ・地域連携ネットワークによるチームへの関わりを通じて、後見人の経済的虐待や横領等の早期発見、不正防止につなげます。

また、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じた適切な支援が行えるよう、本人と法定後見人等を中心として日常生活の支援を行う支援者の集まり（チーム）に対して個別の協力活動のほか、困難事例に対するためのケース会議の開催など、個々の専門性を生かした助言・支援を通して多職種が連携して相互に関わる地域連携ネットワークを構築します。

図表 地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省資料より抜粋

なお、本人の親族や司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携する地域連携ネットワークでは、主な役割を担い、本人及び後見人等を支援します。

図表 地域連携ネットワークの役割

役割	具体的な取組内容
権利擁護支援が必要な人の発見・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・行政のほか地域包括支援センターや基幹相談支援センターをはじめ、相談支援を行い、身近な地域の成年後見制度の「相談機関」として活動しています。 ・地域連携ネットワークには、相談機関相互の情報交換や連携、支援困難な事例への対応など、権利擁護の支援が必要な人を発見し、成年後見制度の利用に結びつけていきます。
早期の段階からの相談・対応体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・早期段階からの相談に対して、個々の事情に応じて最も適切な権利擁護ができるよう、関係機関が連携する体制を編成し、成年後見制度を利用する本人の意思決定に基づいた申立てと支援ができる体制を構築します。
意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援が必要な人について、本人に身近な親族や司法・医療・福祉・地域の関係者のほか、後見人が加わり、「チーム」として関わる体制づくりを進めます。

③ 相談・後見人支援体制の整備（相談業務・後見人支援業務）

相談、後見人支援にあたっては、在宅等で生活している方、医療機関長期入院中や施設等へ入所中の方等、本人の生活状況に応じた窓口と連携して相談を受け、相談員とともに「チーム」を構成し、後見人支援を行います。

図表 （参考）生活状況に応じた相談対応について（案）

生活拠点	高齢者の場合	障がい者の場合
在宅（自宅）	地域包括支援センター	基幹相談支援センター 相談支援事業所
居宅（有料老人ホーム）	地域包括支援センター 介護支援専門員	
介護保険3施設 グループホーム 障がい者施設	施設相談員	施設相談員
医療機関	医療機関相談員	医療機関相談員

また、本人の状況に応じた適切な後見人候補者の選任や、身近な権利擁護の担い手として期待される市民後見人についての制度の周知、候補者の育成、活動支援等、実施体制について検討を行い、機能強化を図ります。

④ 利用しやすい環境整備・担い手の支援（利用促進業務）

利用する方が多様な選択ができ、安心して制度を利用、選択できるよう、日常生活自立支援事業との連携により円滑な移行に取り組むほか、市長申立てや報酬助成制度により、成年後見制度が必要となる方に対する支援を的確に行う等、利用しやすい環境整備に取り組みます。

また、成年後見人等の担い手として市民後見人の育成を行い、家庭裁判所より選任された後も安心して後見業務を行えるよう支援します。

- 日常生活自立支援事業との連携

相談窓口において、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を目的とした日常生活自立支援事業の利用状況を把握し、成年後見制度への円滑な移行を含めた多様な選択ができるよう支援します。

- 市長申立て

判断能力が十分でない方で後見人等が必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族等が共に申立てを行うことが難しい場合、調査のうえ市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

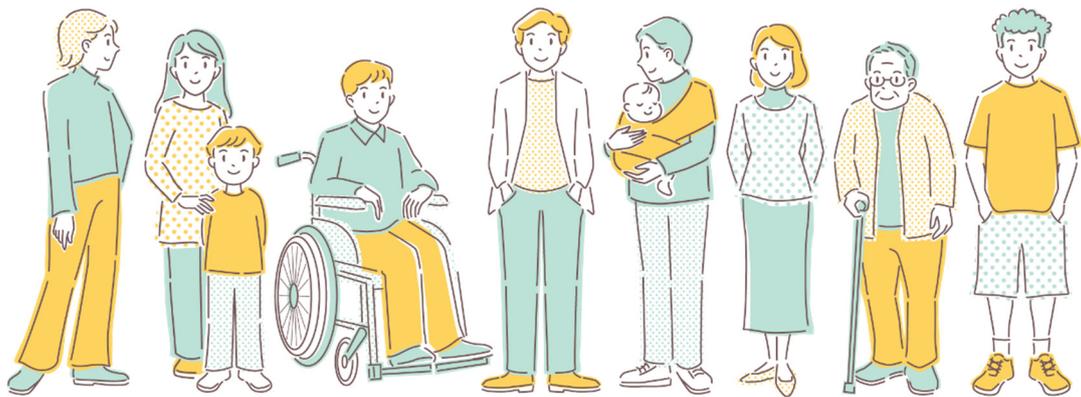
- 費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

- 制度の担い手の確保及び能力の向上

身近な権利擁護の担い手として期待される市民後見人についての制度の周知、候補者の育成に取り組み、その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。





第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 円滑なサービス提供体制の確立

(1) 市民や関係団体等と行政との連携

これまで、障がい者の自立や利用者本位によるサービス提供、家族への支援など、相談支援事業所はもとより、障がい者団体など関係機関と連携し障がい者の支援へつなげてきました。しかし、相談に来られない場合や虐待など、把握が困難で支援が必要なケースも考えられ、引き続き、きめ細かなサービス提供や情報提供につなげていく必要があります。

(2) 地域との連携による共生社会の実現

障がいのある人の地域生活を支援するためには、地域の方々の理解、協力が必要不可欠であるため、社会福祉協議会等とも連携を図るとともに、広報・啓発活動や福祉・人権教育の充実によって、ノーマライゼーションの理念を周知し、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に支えあう共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

また、地域での困りごとの把握や災害時に自力で避難することが困難な障がいのある人への支援体制を充実していくために、社会福祉協議会、消防署、警察、民生委員、自治会等との連携をさらに深めます。

(3) 西海市障がい者等自立支援協議会

自立支援協議会では、個別支援会議等の中で明らかにされた地域課題や、今後の西海市を見据える中で取組が求められることなどについて必要な情報の提供や共有を行っています。主に、相談支援事業所や、地域関係機関によるネットワークの構築、障がいのある人等に関する施策の推進等について検討しています。特に、相談支援体制の中核として重要な役割を果たすことが期待されています。

今後も、自立支援協議会を中心として、ライフサイクルを通じた障がい福祉サービスの利用援助や相互援助、権利擁護のための必要な援助等を提供する体制の充実を図るために、官民協働で障がいのある人の地域生活を支える切れ目のない支援ネットワークを構築できるよう、幅広い分野からの参加を確保し、自立支援協議会の活性化を図るとともに、活動内容の周知に努めます。

また、専門部会での意見がその上段になる自立支援協議会へ汲み取るシステムを構築し、「部会の意見→自立支援協議会の意見→障害者政策委員会への報告→障がい者基本計画・障がい福祉計画への反映」という役割を明確にし、計画の円滑な推進につながるよう取り組みます。

2 切れ目のない支援体制の構築

(1) 障がい者・介助者の高齢化に伴う重層的支援体制の整備

今後の高齢化の進展につれ、障がい者も高齢化が進んでおり、世帯において様々な課題が複合化、複雑化することも考えられ、障がい福祉施策においても市全体で「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的、重層的な支援体制の構築に取り組み、切れ目ない支援の実現を目指します。

また、高齢期を迎えた障がい者は、介護保険が適用となることから、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの切替えが必要となります。

そのため、家族の状況等を踏まえながら、重層的支援体制のもと、障がい福祉施策及び障がい福祉サービスと高齢者福祉や介護保険との制度の整合、サービスの連続性の確保に向けた支援体制について検討するほか、相談支援事業所とともに、相談員の対応力の向上等、各窓口における相談支援の充実に図ります。

(2) サービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保

本市は、長崎市近郊のため、圏域内には長崎市内の事業所を利用されている方が多くいます。また、西海市北部では佐世保市内の事業所を利用されている方もいます。今後は利用者の方のニーズに合わせ、住み慣れた身近な圏域内でサービス利用できる環境の整備が求められており、特に、グループホーム、短期入所事業所、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用可能な通所事業所が不足しています。

そのため、サービス提供に関しては、障がいのある人やその家族の状況を踏まえ、サービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービスの担い手となるサービス提供事業所と連携し、必要となるサービスの需要を把握するとともに、多様なニーズに応える供給体制の確保に努めます。

なお、今後の人口推移、障がい者数等、障がいのある人を取り巻く環境を踏まえ、サービス提供事業所における ICT（情報通信技術）の導入等により、事務負担の軽減に努めるほか、人材の確保、育成支援等、持続可能な運営に向けた取組について検討を進めます。

第2節 計画の進行管理

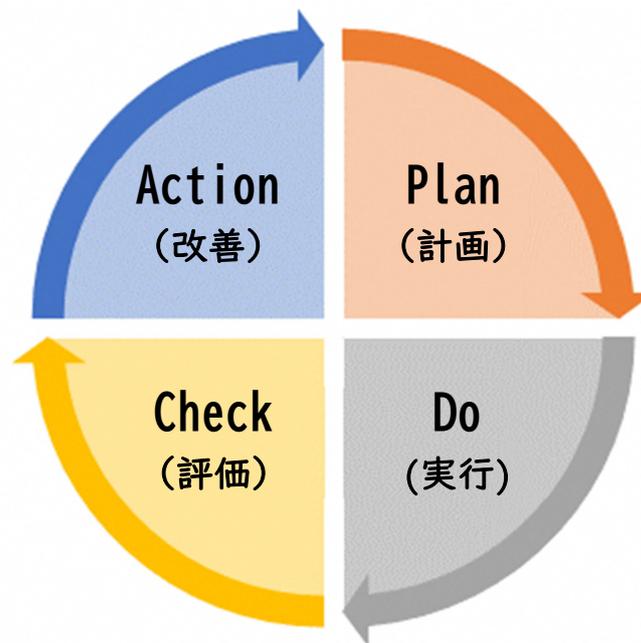
1 点検及び評価体制

本計画の進行管理は、市（行政）の責務として、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」のPDCAサイクルに基づき、実施します。

本計画を所管する福祉課を中心に庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策を推進します。

本計画の主要な取組などについては、毎年度、施策の進捗状況、実施後の成果、効率性、利用者の満足度などの視点を踏まえ、主要な取組の担当課がそれぞれ点検・評価し、その内容を福祉課が収集・把握します。

その結果に基づき、次年度の施策・事業の改善や見直しを行います。





資料編

資 料 編

資料1 策定経過

(策定期間：令和4年12月～令和6年3月)

開催日時	内容	主な協議内容
令和4年12月16日～ 令和5年1月6日	障がい者福祉に関するアンケート調査の実施	
令和5年7月6日	第1回政策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・諮問 ・(国指標) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について ・アンケート調査及び結果について
令和5年9月7日	第2回政策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基本計画骨子概要 ・障がい者基本計画施策評価 ・西海市の地域性を反映した計画づくりに向けて ・障がい者等自立支援協議会各専門部会の実施状況について
令和5年11月16日	第3回政策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基本計画(素案)について ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画(素案)について
令和6年1月11日	第4回政策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基本計画(素案)について ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画(素案)について ・長崎県計画との整合性について
令和6年2月7日～ 令和6年2月22日	パブリックコメントの実施	
令和6年2月23日～ 令和6年3月11日	計画最終稿の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基本計画(最終稿)について ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画(最終稿)について ・答申(案)について
令和6年3月12日	答申書の提出	

資料2 策定協議組織

西海市障害者政策委員会設置条例

平成28年12月22日

西海市条例第34号

(設置)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項に基づく合議制の機関を組織し、及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条第1項に基づく障害者差別解消支援地域協議会を組織するため、西海市障害者政策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務
- (2) 障害者差別解消法第18条第1項及び第2項に関する事務

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 保健、医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 障害者の福祉、医療、保健又は教育に関し学識経験を有する者
- (4) 指定サービス事業者等
- (5) 障害者団体
- (6) 関係機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員（次項の委員を除く。）の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 障害者差別解消法第17条第2項各号に掲げる者が委員に任命された場合の任期は、市長が別に定める。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長の選任は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 前条により会議に出席した委員には、西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年西海市条例第39号)の規定により報酬及び費用弁償を支給する。

(意見の聴取)

第8条 委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

2 前項の規定により会議に出席した者には、西海市証人等の実費弁償に関する条例(平成17年西海市条例第40号)の規定により、費用弁償を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

西海市障害者政策委員会委員名簿

西海市障害者政策委員会委員名簿

(敬称略)

No	所属機関等（施設名）	委員名	所属肩書等	備考
1	西彼杵医師会	田中 公朗	県医代議員	
2	長崎県西彼保健所	石丸 夕貴	地域保健課長	
3	社会福祉法人 西海市社会福祉協議会	櫻井 洋観	事務局長	
4	長崎県弁護士会	曾場尾 雅宏	弁護士	
5	長崎公共職業安定所西海出張所	中村 美穂	総括職業指導官	
6	西海市民生委員・児童委員協議会連合会	河野 幸良	大瀬戸地区会長	
7	社会福祉法人 緑葉会 大瀬戸厚生園	宮崎 良伸	相談課長	
8	社会福祉法人 さくら会 こざくら学園	井石 美穂子	理事長	
9	医療法人栄寿会 ふれあいの広場 はるの	川口 祐生	支援員	副委員長
10	西海市身体障害者福祉協会	太田 陽幸	会長	
11	社会福祉法人 西海市手をつなぐ育成会	古庄 正輝	管理者	委員長
12	療育を考える会	中野 美沙子	会長	

(任期：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)

資料3 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

●医療的ケア児

病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていくうえで必要な医療的援助を必要とする子どものことです。

●インクルーシブ・インクルージョン

「包摂的な」「包括的な」「すべてを包み込む」を意味する言葉で、あらゆる人が排除されないことを意味します。

●インクルーシブ教育

すべての子どもたちが、可能な限り同じ環境の下で、お互いを理解・尊重しながら成長していくことを目標とした教育であり、例えば、すべての子どもの多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を行うことができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することで、校内の支援体制を構築したり、教育相談コーディネーターを中心とした学校組織の編成、インクルーシブ教育実践推進校を設置するなど、様々な取組があります。

か行

●共生社会

障がいのある人をはじめ、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

そのために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる社会の形成を目指すものです。

●協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること。本計画では、市民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いています。

●ケアマネジメント

障がいのある人一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのことをいいます。

●高次脳機能障がい

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障がいを抱え生活に支障をきたすことを指します。

高次脳機能障がいは、精神・心理面での障がいを中心となるため、外見上は障がいが目立たず、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会の中で孤立してしまったり、社会復帰が困難な状況におかれることもあります。

●合理的配慮

障がいの有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、行政機関や事業者には、障がいのある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになりました。

さ行

●市町村障がい者基本計画

障害者基本法第9条に基づき、市町村が策定する計画で、障がいのある人のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるものです。

●市町村障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、市町村が策定する計画で、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、策定する計画です。

●市町村障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

●児童発達支援センター

地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

●自閉症

社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難が生じる発達障がいの1つ。

現在では、何らかの要因で脳に障がいがあったものとみなされており、知的障がいを伴う場合、伴わない場合があります。(知的障がいを伴わない場合を特に高機能自閉症と呼びます。)

●手段的日常生活動作（IADL）

電話の使い方、買物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、日常生活動作ではとらえられない高次の生活機能の水準を測定するものです。

●手話通訳者

音声言語・手話間、または異なる手話間を変換して通訳する人のことをいいます。

●障害者基本法

障がい福祉施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がいのある人のための施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することで、障がいのある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。

●障害者虐待防止法

障がいのある人に対する虐待は「障がいのある人の尊厳を害する」行為と位置付け、虐待の早期発見、防止を目的とした法律。主な内容は、障がい者虐待を定義（1 養護者、2 障がい者福祉施設従事者等、3 使用者による障がい者虐待）するとともに、障がいのある人への虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定をおき、障がい者虐待防止等にかかる具体的なスキーム（仕組み）や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めています。

●障害者総合支援法

障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者（児）が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律です。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。

●自立支援協議会

障がいのある人の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織です。

自立支援協議会の主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がいのある人一人ひとりの具体的な支援策を検討する等、課題の解決や保健等サービス提供機関に対するサービス提供の調整を図ります。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分されます。

●生活の質

障がい福祉における「生活の質」としては、日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動や社会参加等を含め、社会生活の質的向上を含めた意味で用いられます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分されます。

●精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいのある人も地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助けあい、教育が包括的に確保された地域の基盤を整えるものです。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度。

制度には家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ任意後見の2つの制度があります。

た行

●地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものにとらえる人やもの等の総称。ここでは障がい福祉を推進していくうえで、活用可能な地域に存在する人や事業所、団体等の取組などをいいます。

●特別支援学級

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障がいによる学習上、または生活上の困難を克服するための教育を行う学級のこと。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月施行）」により、「特別支援学級」となりました。

●特別支援学校

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月施行）」により、学校種が「特別支援学校」となりました。

な行

●難病

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものです。

このうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ当該難病の診断に関し、客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病といいます。

●日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度のことをいいます。

●ネットワーク

網の目のようにつくれた組織、系列、つながりそのものを意味します。

社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で多く用いられます。

●ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人など、ハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方です。等生化社会ともいいます。

は行

●発達障がい

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障がいされた状態。発達障害支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどを発達障がいとして挙げています。

●バリアフリー

社会生活や社会参加をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられています。

●避難行動要支援者

障がいのある人等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられています。

●福祉的就労

障がいのある人の就労形態の1つ。一般就労（企業的就労）が困難な障がいのある人のために、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら、作業を行う等、福祉的な観点に配慮された環境での就労のことをいいます。

●ヘルプカード

障がいのある人の緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの。

特に聴覚障がいのある人や内部障がいのある人、知的障がいのある人など、一見、障がいとはわからない方が周囲に支援を求める際に有効です。

や行

●ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

ら行

●ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を表すそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）等によって区分されます。

●療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある人などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行います。

●療育手帳

知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付されます。

西海市障がい者基本計画

発行：令和6年3月

編集・発行：西海市 保健福祉部 福祉課

〒857-2392 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2222 番地

TEL：0959-37-0069

FAX：0959-29-0050

市ホームページ： <https://www.city.saikai.nagasaki.jp>